

平等をめざす、いわゆるバブーフの陰謀（一）

フィリップ・ブオナローティ 著

田中正人 訳

目次

凡例

序言

第一章 革命の諸局面——テルミドールまで

第二章 平等派——バンテオン・クラブの結成と解散

.....*

以上、本号

以下、続載

凡例

一、本稿は、フランス革命史研究の中でも、マルクス・レーニン主義へとつながる社会主義思想史・運動史研究の中でも重要な位置を占めながら、またこの国においてはこれまで豊田堯氏、柴田三千雄氏による本格的な歴史研究（豊田『バブーフとその時代——フランス革命の研究——』一九五八年、創文社、と柴田『バブーフの陰謀』岩波書店、

平等をめざす、いわゆるバブーフの陰謀（一）

一九六八年に初版、一九八九年に第三版)、そして「平等派」の夢と情念を描いた平岡昇氏の著書『平等に憑かれた人々——バブーフとその仲間たち』一九七三年、岩波新書)がありながら、これまで邦訳がなされてこなかった次の書の全訳の試みである。

Philippe Buonarroti, *Conspiration pour l'egalité dite de Babeuf, suicide du procès auquel elle donna lieu, et des piéces justificatives, etc., etc.*, 2 vol. 1^{re} éd., Librairie Romantique, Bruxelles, 1828, pp. 325 et pp. 327.

本書は、フランス革命史の点では、非合法活動の指導的立場にいたブオナローティがフランス革命と「バブーフの陰謀」について残した、いわば歴史的証言をなす。社会主義の歴史の点では、バブーフからオーギュスト・ブランキへ、さらにマルクス、レーニンへと受け継がれる流れの中で、「平等主義」を徹底化した「財産の共同体」という社会思想(共産主義)、そして「秘密結社」方式あるいは「革命独裁」に見られる革命思想は、このブオナローティの著作を媒介にしていたということができる。F. M. シアッパによれば、この書は「(フランス)革命史でもあり、バブーフ主義の文献でもあり、また同時代人の証言でもある」(Jean-Marc Schiappa, *Gracchus Babeuf avec les égaux*, Ed. Sociales, 1991, p. 258)。

もとより本書は「バブーフの陰謀」事件から三〇年余の時間を経て記述されたものであり、G. ルフェーヴルが記す (préface de Georges Lefebvre à Buonarroti, *Conspiration pour l'egalité dite de Babeuf*, Paris, Ed. Sociales, 1957, pp. 15-16) ように、また柴田氏も指摘する (例えば前掲書、六二ページ) ように、史実に照らして不正確な点、またある種の歪みを免れていない。こうした留保はあるものの、本書には翻訳の価値があると信ずる。

なお、訳者の手元には初版以外に以下の六つの版があり、翻訳にあたって多少とも参照した。

- (一) *Buonarroti's History of Babeuf's Conspiracy for Equality; with the author's reflections on the causes and characters of the French Revolution, and his estimate of the leading men and events of the epoch.*

translated by Bronterre O'Brien, H. Hetherrington, Strand, 1836, pp. xxiv + iv + 454. これには、冒頭に訳者ブロンテールによるフオナローティの略伝、巻末にフオナローティ最後（死の一年半前に執筆）のと思われる「友および読者へ」と題する一文などが付されている。復刻版も出されている。Babeuf's *Conspiracy for Equality* by Philippe Buonarroti [1836], A. M. Kelley, New York, 1965.

(2) Ph. Buonarroti, *Histoire de la conspiration pour l'égalité dite de Babeuf suivie du procès auquel elle donna lieu*, Paris, G. Charavay jeune, 1850, pp. vi + 253. この版では、オリジナル版に多数あった注と資料が省略され、小見出しも付されていない。判型も一六折と小さい。

(3) Filippo Buonarroti, *Congiura per leguaglianza, o di Babeuf*, Introduzione e traduzione di Gastone Manacorda, Einaudi, Torino, 1946, pp. xxxvi + 377. 章題はないが、本文は九章に分割されており、各章末に原注がまとめられている。

(4) Buonarroti, *Conspiration pour l'égalité dite de Babeuf*, préface par Georges Lefebvre, Paris, Ed. Sociales, 1957, 2 tomes, pp. 225 + pp. 248.

(5) Filippo Buonarroti, *Cospirazione per leguaglianza detta di Babeuf*, Introduzione e traduzione di Gastone Manacorda, Einaudi, Torino, 1971, pp. LXVI + 434. これは前掲(3)の改訂版である。

(6) Philipp Buonarroti, *Babeuf und die Verschwörung für die Gleichheit. Mit dem durch sie veranlaßten Prozeß und den Belegstücken, übersetzt und eingeleitet von Anna und Wilhelm Bloss*, Verlag J. H. W. Dietz Nachf., 1975, pp. 336. これは一九〇九年に花文字活字体で出版されたものの翻刻版である。本文は一章（番号なし、章題は付けられている）に区分されているが、小見出しが省かれ、かなりの数の原注が省略され、また収録資料も八点と大幅に減少している。

二、オリジナル版では、存命中の（あるいは存命中と判断された）平等派メンバーに司直の手が及ぶことへの配慮から、名前についてアナグラム（例えば、本名ドゥボン Debon のアルファベットを並べ替えてブドン Bodon とする語転綴 anagramme）が用いられていた。初版本第二巻の巻末には一部復元する対照表が、またブロンテールによる英訳版には追加の対照表が掲載されている。本稿では、煩瑣を避けるために、イタリア語版およびエディシオン・ソシアル版に従っていちいち断ることなく、復元後の本名で表記した。

三、原著では章別編成がなされていない。第一巻はパプーフの陰謀に関わるフランス革命の叙述であるが、章立てではなく、全部で二八八項もの小見出しが付けられているにすぎない。第二巻は、第一巻に引き続く、裁判に関する記述部分と「一七九三年憲法」、「平等派の宣言」、パプーフが『護民官』紙に掲載した書簡など三〇点からなる資料編とに大別される。

本翻訳では、前掲イタリア語訳に従って、時期と内容の点から章立てを行うこととした。章題は訳者によるものであるが、特に亀甲括弧「」で挟むことはしていない。また資料については、原著原注によって指示がなされている。翻訳に際しては、当該資料を参照する際の便を考えて、章末に掲載しておいた。

四、原注には、原文で数ページにも及ぶきわめて長大なものがあり、脚注として置かれているが、本稿では章末に一括した。原注番号は章ごとの通し番号とし、丸括弧（）で示しておいた。なお、原注についての訳者による補いあるいは注は、簡単なものは当該箇所内亀甲括弧「」内に記し、詳しいものは、アステリスク*を付した亀甲括弧「*」で示し、当該原注の後ろに置いた。

五、本文についての訳者の補いはすべて亀甲括弧「」内に示した。すなわち本文中の「」は簡単な補足説明であり、また「」を付した訳者注は章末に一括して示しておいた。訳注についてさらに補いの必要があると考えたものは、アステリスク*を付した亀甲括弧「*」で示し、当該訳注の後ろに置いた。

序言

われわれが有罪判決を受けるほんの少し前のこと、バブーフとダルテはヴァンドーム〔パリ南東約二〇〇キロメートルに位置するロワール＝エ＝シエール県の都市〕の高等法廷の被告席で、彼らの首を切り落とすこととなる貴族階級の斧〔ギロチンの刃〕にかけられる前に、党派心によって途方もなく歪められていたわれわれの共通の意図を正確に伝える物語を公刊することによって、彼らの汚名を雪ぐという約束を私から受け取った。今や人生の終わりに近づいた〔著者ブオナローティは一八三七年に没。本書刊行時には六八歳〕私は、いくつかの事情からもっと早い時期に果たしえなかったこの責務を履行すべき時期に来ている。

しなくてはならないことが他にもあったことから、また、フランスの三つの遠く離れた最果ての地で長期にわたって厳しい勾留〔共和暦第五年（一七九七年）から共和暦第十一年（一八〇一年）まで〕を受け、それに続いて、より長期かつ往々にして窮屈きわまる監視（一八〇六年まで地中海沿岸、アルプ＝マリティーム県のソスベロにおいて）とを受けていたことから、私は、革命の大事件の原因について目撃証人たちと議論する可能性、私が伝えたいと心に抱くいくつかの事実を理解しやすくするのに必要なくつかの文書を手に入れる可能性を長い間にわたって奪われていた。しかしながら、さまざまな敵意や迫害に新たな口実を与えるのではないか、という危惧に押しとどめられることがなかったならば、私はずっと早い時期に本書を公刊できていたであろう。しかし今、老齢に急かされつつも、一方で当時の人びとがほぼ姿を消しているだけに、また他方では、現在の政治的な教説がフランス共和国の共和暦第四年（一七九五年九月末から）の民主派 *démocrates* が主張していたのとは非常に隔たったものとなっているがゆえに、もはや危険に巻き込む関係付けは恐れる必要がいかないだけに、私はより大きな確信をもって本書を世に出そうと決心した。しかも、

ようやく民主派 *parti démocratique* がその真実の様相のもとに知られるようになることは、正当なことなのである。

大胆きわまる企てを説明しなければならぬ私には、いかにしてわれわれがその企てに立ちいたったかを検討する必要があった。しかも私には、革命が当時おかれていた状態、革命をその状態へと導いた連続的な諸局面、そしてわれわれからすれば何らかの影響を革命に及ぼしたと思われる美德なり悪徳を想い起こしてもらうことよってのみ、それを説明できるように思われた。したがって私は、この革命の叙述を、私が物語る出来事が生じた時期まで急いで概観することから始めることとした。つまり私は、この革命の歴史を書くつもりはないのであって、われわれがこの革命から受けた印象を描写することだけを望んだのである。

自分に課した仕事を成し遂げるには、バブーフとその仲間が彼らの計画を実行に移すためになしたこと、あるいはしようとして望んだことを叙述するだけでは不十分であり、彼らが定めた最終目標を説明し、彼らがその最終目標の正しさと必要性和をどのように示していたか語ることもまた、必要であった。それゆえ私は、事実を記述すると同時に彼らの教説および計画を詳しく説明しなければならなかった。

私の記憶、陰謀家たちの文書、彼らに知らされた訴訟の証拠書類、そしてこれまで知られていなかったいくつかの断章、これらが陰謀に関連して私が示すすべてを得た原資料である。

すべての文書が警察に押収されたわけではない。バブーフが自宅に置いていなかった書類のいくつかは、あまりにも用心深い仲間たちによって湮滅されてしまった。しかし私は他のいくつかの書類を取り戻すことができたので、私に渡された際の不完全な状態のままそれらを公表しておく。

私が説明しなければならなかった政治的・経済的な諸原則が多くの反対に遭遇することを、私は知らないわけではない。しかしこれはそれらを公表しない理由にはならない。他にも誤謬と称されていたものが異論の余地のない真理となった場合もあるのだから。文明社会の虚飾によって、また、世論を導く権利を不当に手にしている連中が賞賛する体系によつ

て欺かれることのない人びとは存在しないのだらうか。たぶん彼らなら、これらの原則の重要性を高く評価してくれるであろうし、また、それらの正しさを確信し、誇りをもって命を危険にさらしてまでそれらを擁護しつつ、ついに自らの血でそれらを確認した、勇気ある市民たちに対していささかなりとも哀悼の意を表してくれるであらう。

われわれの見解の一致ゆえに彼らと強く結ばれていた私は、彼らの確信と努力とを共有したのであり、われわれが間違いを犯したとしたら、われわれの誤謬は少なくとも徹底的なものだったであらう。また彼らはそれらの確信と努力に墓場に入るまで固執していた。そして私は、それ以来長い間にわたってそれらについて熟慮してきた後も、彼らが執着していたこの平等が、あらゆる真の必要を調整し、有益な情熱をうまく導き、危険な情熱を抑制し、自由で幸福で平和で持続する形態を社会に与える唯一の制度である、と今もなお確信している。

フィリップ・ブオナローティ

原注

(1) そのとき、バプーフとタルテに対しては死刑が、ジェルマン、モロワ、カザン、ブーアン、ムネシエ、ブロンドーそして私(ブオナローティ)に対しては流刑が求刑されたところであった。

訳注

[1] バプーフ、グラッキュス Gracchus Babeuf (一七六〇年一月二三日ピカルディ地方のサン・カンタン、一七九七年五月二七日ヴァンドーム)。本名はフランソワ・ノエル・バプーフ François-Noël Babeuf であるが、一七九四年に『護民官』紙を創刊した頃から、古代ローマの護民官にちなんでグラッキュスを名乗る。

郷里で土地台帳の管理人をしていたバプーフは、一七八九年に『永久土地台帳』を出版。パリと郷里を往復する間に、過激な記事が原因で九〇年に二ヶ月間の最初の投獄を経験した。二度目は九一年に一週間の投獄である。九二年にソナム県の行政官になったが、署名偽造の容疑で二〇年間の禁固刑を受けかねない危機に陥り、九三年二月からパリで潜行した。同年

一月に逮捕されたが、ロベスピエール失脚の二〇日前に自由の身となった。ロベスピエール失脚後、一時期反ロベスピエールの立場をとっていたが、九四年一〇月には『出版の自由新聞』にかかわり、次いで自らの『護民官』紙を創刊し、ロベスピエール復権のための論陣を張った。九五年二月に「叛乱、殺人、そして国民代表制解体を教唆」したとして逮捕され、八ヶ月間の獄中生活にはいった。ここでブオナローティらと緊密な関係を結び、新しいバブーフへと変身を遂げることとなった。

九五年一〇月末に大赦により釈放されたのち、『護民官』紙を復刊し、パンテオン・クラブ(協会)を設立し、さらに、総裁政府打倒のための陰謀を企てる。九六年五月一〇日に陰謀の首謀者としてダルテ、ブオナローティらとともに逮捕され、翌九七年五月二六日に死刑判決を受けた。息子から手渡された短刀で胸を突くが、死には至らず、翌日傷ついたまま断頭台の露と消えた。次号掲載予定の第二章の原注(14)をも参照。

〔*1〕 ロベスピエール、マクシミリアン・マリイ・イジドール・ド・Maximilien Marie Isidore de Robespierre (一七五八年五月六日アラス〜九四年七月二八日パリ)。生地のコレージュを出た後、ルイール・グラン校に。修辭学に秀で、説得力はあったが、演説は上手くはなかった。第三身分から三部會議員に。ジャコバン・クラブの指導者のひとりとなる。九二年九月に国民公會議員にバリから選出され、直後からジロンド派による攻撃を受けるが、ダントン、マラーと組んでジロンド派を排除し、山岳派の指導者ともなる。公安委員會のメンバーとなり、エベール派を、次いでダントン派を肅清して恐怖政治を推進。「最高存在」の祭典(第二章訳注〔74〕を参照)を組織した頃がロベスピエールの絶頂期であって、テルミドール九日に反対派連合から告発され、サン・ジュストらとともに革命裁判にかけられ、翌日ギロチンに。

〔2〕 ダルテ、オーギュスタン・アレクサンドル Augustin Alexandre Darte (一七六五年一〇月〜一七九七年五月二七日)。バステイユ監獄襲撃事件の頃からすでに革命に参加した。陰謀事件の発覚後、一七九六年五月一日に逮捕、バブーフとともにヴァンドームの特別高等法廷で五月二六日に死刑判決を受けた直後、短刀で自刃を図るが、死に至らず、翌日断頭台に上がった。次号掲載予定の第二章の原注(15)をも参照。

〔3〕 ヴァンドーム高等法廷 Haute-Cour de Vendôme。一七九一年憲法は、第三編第五章第三三条(通し番号では一七七条)において、「大臣ならびに行政府の主要な官吏」の犯罪について国民高等法廷 Haute Cour nationale を議會開催地から六〇キロメートル以上はなれた場所に設置することを規定していた。九三年憲法においては、「議員の發言の無答責」(第四三

条)と「議員の不逮捕特権」(第四四条)が規定されていた。ただしこの憲法は執行を停止されたのであり、公安委員会が告発権を自ら帯びた。共和暦第三年(九五年)憲法は、第二六五条で「立法院の議員および総裁政府の構成員に対して立法院によって認められた起訴を裁判するためにひとつの高等司法法廷(高等法院) Haute Cour de Justice を置く」とし、その場所は立法院から一二〇キロメートルより遠いところとされた。起訴の理由としては、叛逆、横領、憲法を覆すための策略、および共和国の内部的安全に対する陰謀が挙げられていた(第一一五条)。

この高等法廷はただ一度、本書の「パプーフの陰謀」を裁く際に実際に設置された。容疑者の中に「護民官」紙との関わりから、現職の五〇〇人院議員であるドゥルエらも含まれていたことを受けて、元老院と五〇〇人院はそれぞれ三分の二以上の多数で告発を承認した。ドゥルエが逃亡した後には、ドゥルエの裁判に他の容疑者全員の裁判を合同させることが決定された。開廷場所はヴァンドームとされ、九七年二月二〇日から五月二五日まで、七〇回に及ぶ審理が行なわれた。

〔*1〕ドゥルエ、ジャン・バティスト Tear-Baptiste Drouot (一七六四〜一八二四年)。一七九一年六月二一日の夕方過ぎ、国王一家が逃亡を図ったヴァレンヌ逃亡事件の際に、ルイ十六世と見破り、国王一家の逮捕に貢献した人物。このことで一種の英雄となり、国民公会議員となる。北部方面軍に派遣されたが九三年一〇月に捕虜となり、国王逮捕に関わった人物であることが判明したためにひどい待遇を受け、モラヴィアに抑留された。九五年一二月に王女マリー・テレーズと引き換えに釈放されて、フランスに戻った。五〇〇人院議員となり、最左翼に位置した。長い不在ゆえに、いまだ共和暦第二年の状況と区別がつかなかったためか、マラー、ロベスピエールを賛美し、パプーフと関係するにいたった。逮捕されてアベイ監獄に入れられたが脱走して、スイスを経てカナリア諸島に。ヴァンドーム高等法廷では欠席裁判で有罪、九七年五月に無罪となり、一〇月にフランスに帰国した。

〔*2〕マラー、ジャン＝ポール Jean-Paul Marat (一七四三年五月二四日スイス〜九三年七月二二日パリ)。ヌーシャテル公国で、したがってプロイセン国民として生まれた。オランダ、イギリスなどで医学を修めた。八九年九月に創刊した『人民の友』紙によって有名に。司直の追及を受け、何度かロンドンに亡命。コルドリエ・クラブとの関係が深かった。九二年八月一〇日のバリ蜂起コミューンのメンバーには選ばれなかったが、九月虐殺は『人民の友』紙の記事によるところが大きかった。国民公会議員にバリから選出され、ジロンド派からの非難に対抗して、この派の排除に貢献。パリの下層民の間で高い人気を博しており、ロベスピエールとはライヴァル関係にあったが、病気のため議員活動を停止して療養生活中、シャルロツ

ト・コルデーに暗殺された。

[4] 大西洋に突き出したコタンタン半島先端のシエルブル近く、フランス南西部のジロンド河口北側にあるオレロン島、そして地中海コルシカ島の東側にあるエルバ島、の三ヶ所。

[5] パブーフ宅で押収された文書類は、Haute Cour de justice, Copie des pièces saisies dans le local que Babouff (sic) occupait (sic) lors de son arrestation, Paris, Imprimerie Nationale, 1797, 2 vols に収録されている。

[6] ジェルマン、シャルル Charles Germain (一七七〇年九月ナルボンヌ〜一八三五年七月?)。革命軍に志願、九〇年には連盟兵となり、九三年に軽騎兵隊将校に昇進。しかしテルミドル後の九五年一月にジャコバン派として逮捕され、アラス監獄でパブーフを知る。同年八月に釈放され、陰謀に加わっていた。パブーフからは「將軍」と呼ばれ、対軍隊工作を任されていた。九六年五月にパブーフとともに逮捕されたが、ヴァンドーム高等法廷では死刑を免れて、流刑判決。シエルブル近くのペレ島、オレロン島を経て、一八〇二年末から〇六年まで南米北部仏領ギヤナのカイエンヌに。一四年にフランスに戻る。

[7] モロワ Moroy (一七五二?〜一八三〇?)。二年頃までオレロン島で監視下の生活ののち、釈放。

[8] カザン Cazin (一七五六?〜一八三〇?)。前掲のモロワとほぼ同じ経過をたどる。

[9] プーアン Bouin。不詳。

[10] ムネシエ Menesier。不詳。

[11] ブロンドー Blondeau (一七六四年〜一八〇二年?)。ヴァンドーム高等法廷で流刑判決、一七九七年八月からシエルブル近く、ペレ島の要塞に勾留。一八〇二年頃、イギリス軍に占領されたオレロン島で没か。

[12] フオナローティ、フィリップ Philippe Buonarroti (一七六一一年一月一日〜一八三七年九月一七日)。イタリア、トスカーナ地方ピエーサの生まれ、フルネームはフィリップ・ジュゼッペ・マリア・ルドヴィーコ・ブオナローティ Filippo Giuseppe Maria Ludovico Buonarroti である。なお、芸術家としてあまりにも有名なミケランジェロ (一四七五〜一五六四年) は Michelangelo Buonarroti である。革命家ブオナローティの父レオナルドはその傍系、ブオナローティ・シモニア家である、とされる。一七才でピエーサ大学に入学し、八二年に二歳で弁護士資格を取得したが、さらに大学で哲学者サルティとランブレディからジャン・ジャック・ルソー、ジョン・ロック、マブリー、エルヴェシウス、モレリらの思想につ

いて学んだ。八六年頃からフリーメイソンのメンバーとなった。

フランス革命勃発の報せを聞いたブオナローティは、少し前の一七六八年にフランスに割譲され、フランス領となっていたコルシカ島に渡って親仏派の革命運動に参加した。コルシカの聖職者、信心深いコルシカの民衆の反感を買ひ、捕らえられてリヴォルノに送られるが、トスカーナ国王レオポルドはフランスの圧力を受けて釈放した。その過程で、コルシカ独立運動の英雄バスカル・パオーリとは敵対関係に入る一方で、ナポレオン・ボナパルト（ボナパルテ Napoleon Bonaparte）と親交を結んだ。

九三年三月にパリに赴き、山岳派に受け入れられ、おそらくはロベスピエールとも接触があった。九四年五月にフランスに帰化した。公安委員会からコルシカに派遣されるが、イギリス海軍の存在を前にコルシカ島に渡ることができず、アルプ・マリタイム県マントンの東五〇キロメートルに位置するオネーリア（Oneglia。フランス語ではオネイユ Ornelia）でピエモンテ・サルデーニャ王国からフランス領に変わった地域を統治する革命委員に任ぜられた。このオネーリアには九四年四月から九五年三月まで滞在し、総督（プロコンスル Proconsul）として、当地の社会変革を図るとともに、イタリア民族統一のひとつの拠点形成に努めた。しかし、土地を没収されたジェノア貴族の告訴が九四年テルミドール九日事件後のパリに届き、ブオナローティは召還され、ブレシ監獄に収監された。

このブレシ監獄でブーフらと深いつながりをもつこととなった。パンテオン・クラブ（オス）の設立に参加し、一時期その議長を務めた。「ブーフの陰謀」事件後に首謀者のひとりとして逮捕されたが、死刑は免れ、流刑を宣告された。ナポレオンのおかげだとされる。九七年から一八〇一年まで獄中生活を過ごした後、〇六年からはジュネーヴに住んで音楽とイタリア語の教師をする一方で、カルボナリ（カボ）の活動に参加し、〇八年にはフリーメイソンの支部を結成するなど、秘密結社活動を続行していた。一三年にジュネーヴを追放され、ブリュッセルなどに住んでいた（当地で本書を執筆）が、三〇年に七月革命が勃発するとパリに戻り、ブランキ、ルイ・ブランなど、さらにはイタリア・カルボナリ党の指導者マッツィーニ（マ）に対する助言者の役割を演じた。三三年一〇月に最後の逮捕。盲目と貧困のうちにパリで没した。七七歳であった。

〔*1〕 マブリ。第一章原注（5）および訳注〔3〕を参照。

〔*2〕 エルヴェシウス、クロード・ダドリアン Claude d'Adrien Helvétius（一七二五年パリ〜一七九一年ヴェルサイユ）。百科全書派のひとり、五八年に公開した『精神論』は、無神論的な感覚論的唯物論の立場からの著作であって、国王顧問から非難

された。

〔*3〕 モレリ、エティエンヌ・ガブリエル Etienne Gabriel Morelly。一八世紀フランスの哲学者。生没年不詳。経歴についても不詳。一七五五年に『自然の法典』を公刊。

〔*4〕 パオーリ、パスカル Pascal Paoli (一七二五年四月コルシカ一八〇七年ロンドン近郊)。一七五五年にはジェノアからの、六九年にはフランスからのコルシカ独立運動を展開した伝説的指導者。

〔*5〕 パンテオン・クラブ Club du Pantheon あるいはパンテオン協会 société du Pantheon。総裁政府初期の一七九五年一月一六日に開設され、九六年二月二八日に閉鎖された。詳しくは、次号掲載予定の本翻訳第二章を参照。

〔*6〕 カルボナリ (炭焼党 carbonari)。ナポリ王国に生まれた、フリーメーソン組織を真似た秘密結社で、オーストリア軍の排除と民主政の実現を目指した。二〇年にナポリで、二一年にはピエモンテで革命を企てた。

〔*7〕 マッツイーニ、ジュゼッペ Giuseppe Mazzini (一八〇五あるいは〇八年ジェノア一七二二年ピーサ)。イタリアの愛国主義者・革命家。カルボナリに加盟、イタリアを追放されてパリに、三一年に「青年イタリア党」を結成して、カルボナリの運動を引き継ぎ、イタリア統一と共和国建設を目指した。ロンドン滞在などを経て、四八年にイタリアに戻り、ガリバルディに協力し、ローマ共和国の三頭支配の一角を占めた。フランス軍の後押しによる教皇支配の復活後、スイス、ロンドンに亡命。

第一章 革命の諸局面——テルミドールまで

フランス革命期の諸党派とそれらの特徴

フランス革命にさまざまな様相を帯びさせた諸党派の中に、人類を実質的に解放しようとする絶えざる献身のゆえに、思慮深い人が注目すべき党派がひとつある。

野心、嫉妬、貪欲から、そして軽率な改革好みから、君主政を復活させるために闘う人びと、他の新たな家系をフラ

ンスの王位につけようと闘う人びと、また最後に権力のある特権階級から別の特権階級に移行させようと闘う人びと、しかしいずれも権力とその権力を源泉とする喜びとを独占しようと闘う人びとの間で嘆かわしい闘争が続けられていた。しかし他方その間に、はっきりと異なった原理に突き動かされつつ、政治的な大変革を望むだけでなく、市民社会の騒乱に興味を抱く扇動者たちの考えや感情とは対照的な変革をも望む市民階級が、ゆっくりと形成されていった。

なるほどフランスに新しい行政形態を与えようと努める政治セクトはいくつか見られた。しかしながら、人民大衆のために全面的な社会改革を切望した人物はわずかしかなかった。

まさにそれゆえに、革命の舞台上に登場した多くの人びとは、正統な政府であればどの政府でも考慮の対象とすべき人びとの境遇にはあまり取り組むことなく、ある統治秩序を他の統治秩序に優先させることに彼らの努力を限定した。またまさにそれゆえに、多くの自称立法者たちは、国王に有罪判決を下し、唯一者の権力を何人かの者の権力に置き換えたということだけで、共和政を樹立したと思つたのである。

私利私欲および諸原理が、革命の間われわれの対立を招いた原因であつた。一方に正しいと思つがゆえにある体制を擁護していた者がいたのに対して、他方には、はるかに数は多かつたが、富あるいは野心についての自分たちの考え方にとつてより有利と思われた党派に身を投じていた者もあつた。しかも、前者が自分たちの描いた道筋を終始一貫して辿つたのに対して、後者は状況に応じ、感情の動くままに行動を変えていた。

連続的に「革命の諸局面を」追つてはじめて、各政治セクトがもつ独自の特徴を認めることができる。なぜなら、いくつかのセクトは、共通の敵と闘わねばならない間は、同じ方針で動いているように装う必要があつたからである。新たな改善に向けて一歩進むごとに、その段階が対象とする悪徳の維持に利害関係をもつ新しい反対派階級が形成された。革命が始まったばかりの頃、憲法制定国民議会の何人かの貴族〔nobles〕身分としての貴族〕は人民の側に立っているように見えたが、真の平等を求める願望が聞こえ始めるや、すぐに正反対の路線をとるようになった。別の家系〔オ

ルレアン家」に置き換えようという意図から王家〔ブルボン家〕に反対した貴族もいたが、あらゆる王朝への希望が奪われると、王政の旗のもとに結集していった。高位聖職者の越権行為に反対する改革派の努力に賛成する司祭もいたが、国民があらゆる種類の信仰の維持を拒む否や、狂信主義をこの上なく激しく宣伝するようになった。立憲王政を自分たちのために利用しようと望んでいた人びとが、同じような考えから、共和主義者である振りをしていたが、共和政とはすべての人のもの〔共和政 *republique* のラテン語源は *res publica* (公のもの)〕であると民衆が主張するや否や、きわめて熱烈な共和政擁護者たちと公然と対立するにいたったのである。

多くの反目しあう分子の寄せ集めが必然的にもたらず運命にあった大動乱を通じて、フランスに真の正義の世界を築こうという希望を抱いた人びとは、革命が始まって以来、同胞市民に彼らの諸権利について熟慮する習慣をつけさせるために、また彼らの諸権利の享受を不可能にしている腐敗した制度すべての崩壊を望むよう少しずつ仕向けるために、非常な興奮の高まりのもたらず機会を熱心に利用していた。

フランス人をさまざまな方向に突き動かしていた有益な、あるいは危険な感情は、革命以来最高権力を行使していた諸議会にいわば再現〔代表 *representer*〕された。したがって議会において、下劣きわまる悪徳とこの上なく崇高な美德とが展開された。そこにおいて多くの戦闘の口火が切られたのであり、またさまざまな政治的党派のメンバーたちが、自分たちの制度や利害を押し通す機会を利用したり、そうした機会を作り出したりしたのである。

つねに変わることなく人民の大義にこだわり続けた党派のもとから、その計画が自分たちに固有の見方と相容れないものとなるまではその党派の計画の勝利に向けて協力していた分派が、決定的な時期になると袂を別っていき、結局消滅していった。

王政がフランスに存在した間は、共和派はきわめて多数からなるようにみえた。そして、当時共和政の旗の下で闘っていた人びとに微妙な違いを与えていた重要な差異がずっと前から気づかれていたとはいえ、一七九二年八月一〇日に

は多くの人びとが宮廷と闘った。しかしその後それらの人びとは分裂をきたし、その中にはそれ以降国王の立場を擁護した者もいる。

王国政府と闘った戦士たちおよび彼らの勝利を喜んで迎えた人びとの中には、嫉妬や怨恨に突き動かされていた人びとも、また、摂政政治あるいは王朝交替の見込みから今度は影響力を及ぼしようというはかない希望を抱いていた人びとも、含まれていた。しかしながらあらゆる点から考えて、共和国政府について抱いていた見解に関しても、また彼らにそれを望ませた感情に関しても彼らの間に大きな相違があったとはいえ、当時大部分の人が共和政府を望んでいた、と考えざるをえないのである。

政治および国家経済についてのあらゆる体系が、国民公会内に対立をもたらす動機ないし口実の役目を果たした。一方の人びとは財産および教育の面で恵まれた階級が排他的な影響力をもつことを説き勧めていた。しかし他方で、主権への万人の参加を社会の永続的な幸福と安寧とを保証する不可欠の条件と見做している人びともいた。前者は、アテネの豪華さ、贅沢品、そして輝かしさを渴望していた。これに対して後者は、スパルタ全盛期の質素さ、つつましき、そして慎み深さを望んでいたのである。

しかしながら、以上のことは（公会内での）対立の本質を適切に表現したことはなっておらず、むしろ古代人の政治体制と比較したにすぎない。われわれの習俗と自然法についての知識の中にこそ、その本質を探らねばならない。共和国の樹立直後からフランスにおいて生じたことは、私に言わせれば、一方で富裕および差別の支持者たちと、他方での平等あるいは多数からなる勤労者階級の支持者たちとの間にいつも存続する対立の爆発なのである。

エゴイズムの体制

過去にさかのぼると、この当時おこなわれた議論の源泉は、一方でイギリスの経済理論家たちの教説のうちに、他方

では、ルソー、マブリーヤ何人かのその他の賢人たちの教説のうちに見出される。

多くの著述家が、諸国民の繁栄は、諸国民の欲求の多様さ、物質的喜びのつねに増大する多様さ、巨大な産業、無限の商業、鑄造貨幣の速い流通のうちに、つまるところ、市民の決して満たされることのない、とどまることを知らない欲望のうちにある、としてきたことを思い起こしておこう。彼らは、ある時は少数の所有者に土地所有権を集中することの方を選び、ある時には小土地所有者の増加に賛成の立場をとったりした。しかも、一方に生産階級の貧困と愚鈍とは全体の富裕と安寧にとって必要であると考えた人びとがいたのに対して、他方には、産業と商取引の無限の自由を既存の不平等を改める手段として与えつつ、新たな腐敗と新たな不平等への道を掃き清めた人びともいた。

社会の幸福と力が富の中にあるとされて以来、この上ない善とみなされたこのような秩序に愛着を抱いていることの保証を財産によって提供しない人びとすべてに対しては、政治的諸権利が必然的に与えられないこととなった。

この種の社会体制の下ではどこでも、絶えずつらい労働に従わされている市民の大多数は、事実上、貧困、無知そして隷屬状態を余儀なくされているのである。

平等の体制

ルソーは人間の本質と切り離すことのできない諸権利を主張した。つまり彼は、何の区別をすることもなくすべての人間のために論陣を張ったのである。彼は、社会を構成するひとりひとりの幸福のうちに社会の繁栄を、またすべての人間の法への執着のうちに社会の力を位置づけた。ルソーからすれば、公共の富は市民の労働と節度のうちにあり、また自由は、人民全体という主権者の力のうちにあるのであって、人民を構成するひとりひとりが楽しみと知識の公平な配分のおかげで社会体の活動に必要な影響力を保持するのであった。

個々人の行動と財産とを人民の意志に従わせ、有益な技芸を万人に奨励し、少数の人間にしか満足を与えない技芸を

放逐し、えこひいきすることなく各人の理性を發達させ、貪欲を祖国および名誉への愛に置き換え、すべての市民を単一の平和な家族とし、各人を万人の意思に従わせるのであって、誰ひとりとして他者の意思に従わせることなくなる、こうした社会秩序は、常に眞の賢人のひそかな願いの目標であったし、またいかなる時代にも著名な支持者をもっていた。古代においてはミノス〔ギリシア神話上のクレタ王で、善政を行なったとされる〕、プラトン、リュクルゴス〔前九世紀頃のスパルタの厳格な立法者〕およびキリスト教の律法者たちが、またわれわれにより近い時代においては、トマス・モア⁴、モンテスキュー⁵、そしてマブリーがこうした人びとだったのである。

経済理論家たちの言う体制は、エゴイズムないしアリストクラシー〔貴族支配 aristocracy〕の体制と称され、ルソーのそれは平等の体制と呼ばれた。

革命の舞台で動き回ったさまざまな政治党派の傾向が把握できるようになると、腐敗した心の持ち主たちに惑わされた人びとはエゴイズムの体制の推進派に愛着を覚え、他方、純粹な心の持ち主は正しい心の人びとに導かれて、必然的に平等の体制の完全な勝利に関心をもつ運命にあった。

偽りの平等の友

しかしエゴイズムに基づく体制の支持派の中には、昔からの偏見からその体制に執着している者以外に、排他的な楽しみと優位性を維持しようと熱望する者、またこれとは別に、それらを手に入れようと望む者も存在した。後者は、平等の確立を妨げ、彼ら自身が引き起こした全般的な不満の高揚を自分たちに有利に変えることができるか期待しているうちは、何の美德ももっていないのに平等への愛を誇示したのであり、眞摯な平等の友たちが気に入っているように見えたのである。

平等派の努力と前進

革命の初期から、平等すなわち正義の友は、平等の敵である諸党派に対して大局的見地から反対することによって、平等の勝利を準備しようと努めていた。憲法制定議会のもとで、彼らは能動市民と受動市民〔非能動市民〕との間に設けられた不当な差別、国民代表制への被選挙権の条件として要求された納税額の納付、国王の拒否権、そして戒厳令に反対した。また彼らは、公然たる王党派と祖国愛 Patriotisme の外観をまもって正体を隠していた王党派とを双方ともに激しく非難し、累進課税を提案し、国王がヴァレンヌから強制的に連れ戻された後、国王の復権（一七九一年九月一日、九一年憲法に国王が宣誓すると、議会は王権を回復）に反対し、シャン＝ド＝マルス〔練兵場〕虐殺事件の後消滅寸前であった愛国派 Patriotes の勇気を擁護し、悪意をもって共和政を要求していた貴族支配的な陰謀を見抜いた。第一立法期（九一年一〇月～九二年八月）においては、彼らは愛国的な軍人の除隊を糾弾し、オーストリアへの宣戦布告（一七九二年四月二〇日）に隠された罠を示して見せ、シャトーヴィユーのスイス人兵士を称え、宮廷の隠蔽、大臣たちの犯罪、ナルボンヌ〔伯〕の裏切り、そしてジロンド派の陰險な動きを暴露し、また、権勢家たちと金持ちどもが誹謗中傷と嫌がらせによって消し去ろうと望んでいた聖火を守り続けたのである。

とりわけ一七九二年八月一日以降、今しがた示した人びと〔平等すなわち正義の友〕は、きわめてはかない希望を抱いて、彼らの気高い大義の勝利を確保するための努力を繰り返しておこなった。ジャン＝ジャック・（ルソー）の構想のもつ長所に、彼らは二五〇〇万人からなる社会への適用という大胆さを付け加えた。同じ時期に、平等の友たちとエゴイズム体制支持派との間の闘争がいつそうはっきりとした特徴を示し、また活発化した。君主政の下でと同じように樹立された国家を、うわべは共和主義的な形態で統治しようという計画が公然と支持された。政治的危機の中で自分たちの楽しみを失うことを恐れる人びとがこれに味方した。そして、同じ不安が彼らを王政主義に結びつけたがゆえに、そのような共和政の唱道者たちに対して王権回復を企てたとする非難を浴びせることを可能にした。

平等派の勝利

貴族支配 aristocratie の短剣もいまだ奪いきれていなかった真正正銘の平等の友たちの数と影響力が当時これほどに大きく、また次の改善への期待から大衆の間で維持されていた活動がこれほどのものであり、昔からの権力者に取って代わろうと願いつつ、実は嫌悪の対象である平等のうわべだけの唱道者の力がこれほどに強かったがゆえに、エゴイズム体制の支持派は非難攻撃を受け、打ち負かされ、沈黙を余儀なくされるにいたった。まさにこうした状況が、一七九三年五月三十一日以前に国民公会内の対立をもたらし、またこの忘れがたい一日に引き続き内戦〔本章訳注〔16〕およびその補注を参照〕を惹き起こしたのである。

八月一〇日の勝利〔一七九二年八月。王権の停止〕の直後から、民衆の大義がいくらか前進する結果となった。王権が崩壊〔同年九月二日に公会は王政の廃止を決議。翌二二日からフランスは共和国となる〕した数日後、政治的諸権力の行使は再び全市民のものとなったのであり、すべての者が公職に選任されうることが宣言された。また、いかなる憲法も人民の同意なくしては人民に押し付けられないことが厳粛に承認された。同時に、結婚を個人および家族の幸福に反したものとし、また習俗および自由にとって有害なものとする、あの絶望的な解消不可能性が法律的に結婚から取り除かれた。¹⁶法が平等を促進するように見えるか、平等から遠ざかるようにみえるかに応じて、革命を防衛しようとする国民のエネルギが増大したり、あるいは減少したりしたという事実は、注目に値する。勤労階級が、しかもかくも不当に軽蔑されてきた勤労階級が、多くの驚嘆すべき献身と徳とを生み出したのである。しかしその他のほぼすべての国民は、絶えず公共の刷新を妨げたのである。

一七九三年五月三十一日以前の国民公会における貴族

エゴイズムすなわち貴族支配 aristocratie の体制が国民公会内においては多数の巧妙な擁護者をもっていなかったこ

とは明白である。その証拠は以下の諸点にある。すなわち、ヴェルニョー⁽¹⁹⁾、ガデ⁽²⁰⁾、ラボー⁽²¹⁾、ブリッソー⁽²²⁾、ゴルサ⁽²³⁾、コンドルセ⁽²⁴⁾、ランジュイネ⁽²⁵⁾、ルーヴェ⁽²⁶⁾、バルバルー⁽²⁷⁾といった連中やその他の多勢の同じ手合いの才覚のある演説と文書、彼らが王宮との間で行った妥協、平等派全体への絶え間ない彼らの罵言、八月一〇日蜂起の眞の指導者たちに対して彼らが抱いた憎悪、ナルボンヌ⁽²⁸⁾〔伯〕、デムーリーエ⁽²⁹⁾、キュステイーヌ⁽³⁰⁾〔伯〕やその他不忠の將軍たちと彼らとの関係、累進税制樹立への彼らの一貫した反対、国民〔公会〕による裁きの前に召喚された国王に対して彼らが抱いた強い関心、民主政の友に対して彼らが取った敵対的な措置、彼らが金持ちや退廃階級のうちに植えつけようとした激しい恐怖心、フランス全土に彼らが振りまいた不和の種、そして法を通じて彼らの反人民的な諸原理を認めさせようとした際の執拗なこだわりのうちに、その証拠がある。

生まれたばかりの共和政に対して憲法を与えることが問題となっていた。正規の権力の必要性があまねく感じられていたのであり、人民が熱望していた平等と自由の恩恵を人民に保障するには権力の適切な配分だけで十分である、とかなり一般に考えられていたのである。

平等派は憲法に専念することに賛成せず

しかしながら、平等の友の中でもっとも洞察力のある人びとは、こうした考え方に賛成していなかった。この件についてどのように語られたにせよ、国民公会の貴族たち *aristocrates* は、平等の友たちよりも早くこの憲法を作ろうと躍起になっていた。平等の友たちは、はるかに数は少なかったが、敵をたじろがせうる出来事がなければ、社会の市民的要素における改革を手にしえないだけでなく、政治的権利の平等に基づく組織を樹立することもできないと直感していたのである。したがって、貴族たちのこうした熱心さは人間の自然権に対して仕掛けられた広範な陰謀の一分野なのであって、一握りの有徳の士による努力の成功を期待しうるには、前以てこの陰謀の主要な推進者たちを公会から追

い払わねばならなかった。

一七九三年五月三十一日の陰謀

共和国の主要な権力機関に迎え入れられていた多数の陰謀家に対する陰謀が企てられた。すなわち、人間の不可侵の諸権利を擁護するために、人間を悲嘆に暮れさせる高慢と強欲とに反対する陰謀が企てられたのである。また、公会内部に含まれていた貴族たちが、彼らが秩序破壊分子（アナルシスト anarhistes）と呼ぶ、平等の友全員に対する断罪の口火を切っていた時に、パリの民衆は不誠実な議員たちの心に恐怖を抱かせ、陰謀の指導者たちを国民公会の裁きに委ねるよう強制した。公会の自由は人民の自由を救うために侵害されたのであり、また、受任者〔議員〕の権限は彼らの大半が破廉恥にも無視していた国民主権を遵守させるために抑制された。

この陰謀の実態を証明する文書や演説や事実はないが、その陰謀は一七九三年五月三十一日の革命に反対するほほすべの金持ちの団結のうちに、また民主主義的な諸真理がそれ以降伝播していった速さのうちに、容易に確認されるであろう。

フランスにおける民主政——その実態

フランスの革命家たちが彼らの要求していた民主政に対して、ギリシア・ローマの古代人が付与していた意味〔直接民主政〕を与えた、などと思ってはならない。全人民に対して統治行為に関する討議をあえて呼びかける者はひとりとしていなかった。彼ら革命家にとって民主政とは、平等と良俗のおかげで人民が有効に立法権を行使することができる、ようになる公的秩序 *ordre public* なのであった。

国民公会内の少数の真摯な平等の友

その後の情勢は、民主派が国民公会の内部に大勢いたことは一度もなかったことを十分に証明しているように思う。つまり、五月三十一日の蜂起が真摯な平等の友たちに絶大な影響力を譲り渡したなどということはけっしてなかった。偽りの、そして欲得づくの平等擁護者がその蜂起によって勝利したように見えたのである。しかし、自分たちの利益になるように積極的な破壊を行っていた彼らは、人民のために再建することが必要になると、それまで反対していた体制の側に身を投じていった。

革命の舞台において注目を引いた人びとの中に、当初からフランス人民の実質的な解放への支持を表明した者がいる。マラー〔序言〕訳注〔3〕の補注〔*2〕を参照、マクシミリアン・ロベスピエール〔同上訳注〔1〕〕の、補注〔*1〕を参照、そしてサン＝ジュスト〔本章原注〔18〕〕の補注〔*1〕を参照は、他の何名かとともに、平等擁護派の名譽ある名簿に輝かしくその名を連ねている。マラーとロベスピエールは、憲法制定議会において優位に立っていた反人民的な体制を真正面から非難し、また八月一日以前および以後を通じて愛国派の動きを指導した。公会に議席を占めると、二人は彼らがやり込めたエゴイズム派の憎悪と中傷の的となった。彼らは国王裁判においてきわめて高い見識にまで達し、五月三十一日とそれに続く日々^④の状況に大きな役割を果たした。ただし、偽りの平等の友が、結局はこの状況のもたらした有益な影響を台無しにしてしまった。

ロベスピエールによる権利の宣言

ロベスピエールはジロンド派の失墜以前に、ジロンド派が支配する公会には適切な法律を作り出すことができないと思っていた。しかも彼は、当時の重大な情勢にあっては人民の代表〔受任者〕の第一の関心事は共和国の内外においてその存在を脅かしている多数の敵^⑤を殲滅することであるはずだ、と考えていた。しかしジロンド派が立法を通じて彼ら

の貴族支配の原則を認めさせようと急いでいるのを見て、ロベスピエールは「権利の宣言」(いわゆるロベスピエールの「人権宣言私案」)を彼らの計画に對置したのであり、その中で彼の人民的意図が公然と立ち現れた。この文書およびロベスピエールが彼の人生の最晩年に行つた演説のうちに含まれている政治的教説と、彼の勇氣、慎み深さ、そして類まれな無私無欲とを関連づけると、かくも氣高い英知に對してあふれんばかりの稱贊を送らざるをえないし、また、彼の殺害を企み、遂行した連中の暴虐を憎むか、理解不能な無分別を嘆くかするほかない。

一七九三年の憲法

しかしながら、五月三十一日蜂起の後で、当時モンターニュ(山岳派)と呼ばれていた公会の一部が起草した一七九三年憲法は、人類の友の願望を完全には満たしていなかった。残念なことに、そこには所有權に關する古臭くてがっかりさせられる考へ(「人権宣言第一五條」)が見られたのである。ところがここでは、市民の政治的諸權利がはっきりと明記され、しっかりと保障されていたのであり、また万人の教育が社会の義務のひとつと位置づけられていた(「人権宣言第二二條」)。人民に好都合な変革は簡單であり(「第三三、三四、三五條」に規定された庄政への抵抗權と叛亂の權利・義務)、また主權の行使は人民に對してかつてないほど保障された(「滿二一」際に達した男子全員に市民權)のである。

國民公会が払つた氣配りと、平等の友である議員たちがその後の見解を隠すために余儀なくされたヴェールとは、ジロンド派の扇動による金持ちたちの敵對的態度に強いられた、思慮に富んだ慎重さのせいとすべきなのだろうか、あるいは公会内部における議論の中のエゴイスト派の影響力のせいとすべきなのだろうか。

ともかくも、人民に付与された、法律について討議する權利、人民の命令に對する人民の受任者「議員」の服従、そして一七九三年憲法が承認された際のほぼ満場一致の投票結果から、当然のことながらこの憲法はフランス人の自由の守護神と見做された。

革命政府の起源と理由

しかし、この憲法の起草に加わっていた人びとのうちで、その後愛国派から民主派と呼ばれた幾人かは、この憲法だけではフランス人が求めていた幸福を保障しえないことに気づいていた。彼らは、自由の享受に先立って習俗の改革が行われねばならないと考えていたし、また、人民に主権行使を与える以前に、美德への愛を一般化させ、市民の間に果てしない戦いを絶えず起こさせている強欲、虚栄そして野心を無私無欲と慎み深さに置き換え、わが国の諸制度がさまざまな必要と独立への愛との間に設けた矛盾をなくし、人を欺き、おびえさせ、仲たがいさせる手段を平等への天敵から取り上げなければならぬことを知っていた。また彼らは、かくも好ましくかつ重大な変革を行う上で不可欠の、共同行為的で特別の措置は通常の組織形態とは両立しえないことを知っていた。最後に彼らは、経験がその後彼らの見方を十分すぎるくらい正当化したのであるが、以上のような前提なしにさまざまな選挙の憲法的秩序を定めることは、権力をありとあらゆる悪弊の友に委ね、公共の幸福を確実なものとする機会を永遠に逃すことになる、ということを知っていた。

したがって彼らは、八〇〇〇人からなる人民の使者の要求に応えて、平和の到来までは、一七九三年憲法を、この偉大な事業を開始した人びとにそれを完遂する権限を保持させる権力形態に置き換えたのであり、またそれと同時に、国内における自由の敵に対する公然たる戦いの機会を、敵を迅速かつ合法的に無力化する手段に置き換えたのである。この形態が革命政府 *gouvernement révolutionnaire* と呼ばれたのであり、もう少しのところて完全な救済を手にした人類が感謝の気持ちを捧げることになったはずの公安委員会 *comité du Salut public* のメンバーを指導者としていた。

革命政府の行った奇跡

誠実な人間であれば、当時フランス国民が平等な状態を回復し、自由な憲法を平和に享受できる状態に導かれていっ

た際の奥深い英知を認めざるをえない。われわれは、偉大な立法者が失敗や勝利を巧みに利用しつつ、きわめて崇高な献身、富や快楽や死への無視を国民の大多数に対して吹き込むことができ、また人間はすべて、農業と工業の生産物に対して、平等の権利をもつ、と宣言するよう促した際の慎重さは、どれだけ感心しても十分ではあるまい。

しかも、あの驚くべき変貌ぶりを、つまり、少し前までは享樂的で、欲が深く、軽薄で傲慢であった多くの人びとが、無数の実のない楽しみを快くやめ、祖国の祭壇に余剩物を競って託し、諸国王の軍隊に大挙して襲いかかり、しかもその報酬としてパンと剣と平等を要求するだけになった変貌ぶりを、誰が歴史の一時期から消し去りうるであろうか。

数限りない請願書や報告やデクレによって、公的な記録簿によって、フランスの年代記によって、貴族階級が抱くいまだ消え去らない恐怖心によって、またわれわれ自身の記憶によって証明されるこれらの事実は、それらだけで、フランスの歴史のあの輝かしい部分を汚そうとして用いられた嘘、中傷そして詭弁に対する反論となっている。かくも勇敢かつ献身的に尽くすことのできた人民は、いかに気高い運命を手にしえたであろうか。かくも偉大な驚異を采配した人びとの助言から、フランスと世界はいかに賢明な制度を期待すべきであったことか。

一七九三年の憲法および革命政府を設置したデクレの公布以来、権力機関と立法行為は日々ますます人民的なものとなっていく。神聖にして新しい情熱がフランス人の心を捉えた。まるで魔法によるかのように多種多様な部隊が形成されたのであり、共和国はもはや広大な軍需工場でしかなかった。また若者も、分別盛りも、また老人でさえ、祖国愛と勇氣とを競い合った。それゆえわずかの間に、恐るべき敵軍も、侵略を受けていたり、あるいは裏切りによって敵軍に委ねられたりしていた国境から押し戻されたのである。

国内においては、さまざまな反対派 *factions* が抑え込まれた。毎日毎日、多数からなる貧困階級の希望を高め、美德を奨励し、平等を回復させることを目差す立法措置が生み出されていた。余剩物は、逆境にある人びとと祖国の防衛とに捧げられた。一四〇万の軍人の生活と、金持ちたちが人民を飢えに追い込むことによって共和主義的勇氣を抑制す

るつもりでいたその人民の生活とが、食料品および商品の徴発、強制公債、革命税、そして善良な市民の気前のよさによって支えられた。

品物が豊富な店の開設、買占めを取り締まる法律、人民に対して必須の食料品の所有権を与える原則の布告、物乞いをなくすための法令、国民的扶助の割り当てのための法令、そして、当時事実上大部分のフランス人の間に行き渡っていた(財産の)共同体、これらは、新しい体制の前提のうちのいくつかであって、その計画は、公安委員会の有名な報告と、とりわけロベスピエールとサンジュストが国民公会の演壇^⑧でおこなった報告の中で忘れえない形で構想されていた。

平等と国民の習俗のための立法措置

フランス共和国の革命政府を正しく評価するには、革命に先立った、そしていつの時代にも地上に不幸と犯罪とをもちたらしめた政治体制によって生み出された偏見を捨て去らなければならない。革命政府が財産および義務の配分における新しい秩序を準備した際の思慮分別は、心のまっすぐな人びとの注目を引かずにはおかないであろう。彼らは祖国防衛者たちに約束された土地の配分を、またフランスの領土から追放されるべき革命の敵たちの財産を貧しい人びとに配分することを命じたデクレを、国民の感謝の表現と見做すだけではないであろう。彼らは、有罪を宣告された反革命家の財産の没収のうちに、税制上の措置ではなく、改革者の壮大な計画を看取するであろう。しかも彼らは、革命政府がいかに入念に友愛と慈善の感情を広めたか、いかに巧みにわれわれの抱く幸福観を変ええたか、そしていかに慎重にすべての人の心に祖国と自由の防衛への徳義心にもとづく情熱を燃え立たせたか、を考察した後に、質素で適切な習俗、征服や贅沢の追放、人民の大規模な集会、公共教育の計画^⑨、シャンード^⑩マルス^⑪、国民的祭典を思い起こす時には、祖国の法令と神 divine の教えとを融合することによって、立法者の力を強化し、また立法者に短時間であらゆる迷信を

消滅させ、平等のもつあらゆる驚異を実現する手段を与えた、あの至高の崇拜の確立のことを思い浮かべる時には、共和国が外国貿易を独占することによって、飽くことを知らぬ貪欲の根本を断ち、要りもしないものへの欲求を次々ともたらす源を枯渇させたことを思い起こす時には、そして、徴発によって共和国が農業および工業の生産物の大部分を自由に使えたこと、また、生活必需品と商業がすでに公行政の二大分野をなしていたことを考える時には、彼らは「あと一日あつたならば、万人の幸福と自由とが、彼らの求め続けた制度によって確保されていたにちがいない」と叫ばずにはいられないであろう。

人民主権の維持について人民に警戒を呼びかけた徒党——エベール派

しかし運命は、以上とは異なった道筋を定めていたのであり、かつてこれほどの成功を収めたことのない平等の大義は、あらゆる反社会的感情の一致団結した努力を前に、いったん屈服せざるをえなかった。

あれほどに名誉ある事業を引き受けようという気高い勇氣を持っていた人びとは、意志の弱い人びとの過ちと、彼らがついにはその犠牲となった悪意ある策略との双方と闘わなければならなかった。

政治的諸権利の行使を部分的にかつ一時的に停止した革命政府は、国民の自由に本質的に脅威を与えていると思つた人もあれば、そう思うふりをした人もいる。しかし後者は、多くの善良な市民を惑わせる詭弁によって、改革の主要な指導者に対して企てた陰謀によってよりも、祖国に打撃を与えたのである。

不運なことに、自由かつ平和な社会秩序なるものについての理論を信じ込んだ人びとは一般に、ある国民がかつての奴隷制の結果たる腐敗をもとめせず、また自分たちに対する国内および国外の共謀した敵たちの策略や敵対行為を乗り越えて、完全に自由を手中に収めうるために欠くことのできない、特別の任務をもつた権力機構の本質がなかなか理解できないでいた。

勝ち誇ったエゴイストたちが先の徒党と合同し、平等の友を殺害——ダントン派

自分たちの強欲を満たす機会を設けようという意図から平等の諸原則を広めていた平等の偽りの友たちは、すべてが平等に扱われ、道徳の束縛に従わねばならない日が近づいてくると、青ざめてしまった。県や軍隊の中で行使される大きな権限を濫用した者もあれば、革命家を新たな特権階級にしようと望んで、革命家のために財産の引き渡しがなされるかもしれないと思つた者もあれば、また犯罪的な策動の代価を外国から受け取つたとして告訴された者もいる。⁽¹⁹⁾

この徒党は、民主主義的諸制度をもたらした人びとをも倒そうと陰謀を企てた。この徒党は敗北し、指導者の何名かは命を失ふこととなった。しかしその後も生きながらえた者は、彼らを脅かしていた国民公会による裁きの声に賛同しつゝ、あらゆる傾向の革命の敵にへつらいつゝ、人民主権がなくなると心配させられて取り乱していた愛国派(エベール派)に支援されつゝ、また、功績が引き起こす嫉妬心を巧みにかき立てつゝ、耐え難い専制支配の美德ならびに特性なるものに対して自発的に敬意を表明したのであり、また、きわめて愚かしい誹謗中傷を使って、共和暦第二年テルミドール九日に、フランス人民が諸権利の獲得の面でおこなつた大部分の向上の生みの親である議員たちの殺害に成功したのである。⁽²⁰⁾

美德が悪徳や専制と呼ばれる

その後、すべてが失われてしまった。その日の事件に協力した人びとは、自分たちの犯行を正当化するために、訴因の中で犠牲者たちの原則、行動および美德をすり替えなければならなかった。私利私欲にもとづいて民主政を唱道する者たちと古くからの貴族支配支持派とが一致をみた。平等の教説や制度を想い起こさせる声も幾つか上がったが、それは秩序破壊 anarchie や略奪や恐怖政治 terrorisme を説く不道徳な意見と見做された。国民の安全のために押さえつけられていた人びとが権力機構を奪い取つた。そして彼らは、彼らが追いやられていた屈辱状態の恨みを晴らすために、

真正正銘の平等の友たちだけでなく、打算から平等を唱導した人びと、そして裏切りあるいは嫉妬あるいは無分別からテルミドール九日の反革命にあれほど協力した人びとさえも、長期にわたる情け容赦ない断罪に巻き込んだ。

革命政府は公衆の害悪となる

エゴイストたちの手中に移って以降、革命政府はまさに公衆の害悪となった。革命政府の迅速にして厳しい行動は、指導者たちの美徳と彼らの抱ききわめて人民的な意図によってのみ正統化しうるものであったが、その目的および形態からして、もはや恐ろしい専制支配でしかなかった。つまり、革命政府はいっさいを退廃させ、贅沢と柔弱な習俗と略奪とを再生させた。また革命政府は、公的領域を消滅させ、革命の諸原理を歪曲し、誠実に、また欲得を離れて革命を擁護してきた人すべてを、一握りの革命の敵に引き渡したのである。

この時期、支配的な党派が明らかに努力していたのは、不平等の維持と貴族支配の樹立とであった。人民から公平な立法への希望を奪い去り、人民を不安と落胆のうちに陥れて以後、エゴイストたちは人民主権のわずかな残滓すら人民から取り上げようと考えていた。

原注

- (1) 私はこの呼称「経済理論家 (economistes)」に、工業および商業を規則に従わせようと望んだ著作家と行政官、ならびに商業にきわめて広範な自由を与えることに賛成の見解を表明した人びとを含めている (普通には、重農学派を指す)。
- (2) 道理にかなった社会秩序を打ち立てるために人びとが意見の一致をみることは常に困難であった。われわれの祖先たちは、まさにせいたく品の商売と奢侈品工芸によって、封建制の寵臣たちから暴力に訴えずに彼らの富の一部を取り上げた。主人にとって必要なものとなった奴隷は、こうして自分たちの力を弱めてしまった。別の悪に対する対抗措置の役割を果たした

悪が至上の善と見做されたのであり、自由とは多くの人びとにとって無限の取得能力以外の何ものでもないほどとなっている。

- (3) 数多くの賃金生活者と少数の賃金支払者とから、必然的に前者の貧困が生じる。無知は仕事で忙しすぎる勤労者にとっては必然であり、同時に自分の負担を勤労者に転嫁した人びとにとっては予防措置なのである。貧困と無知からわれわれのところでは隷属状態が生まれたのであり、これは人間が自分の意思を利用できないか、あるいは利用する技能を備えていないところではどこにでも存在する。

経済理論家たちはついに、あまりにも多くの賃金生活者に由来する諸悪の解決策を探し出したというべきなのだろうか。彼らは労働者に対して、あまり子供を作らないように、と助言している。笑わないでいただきたい。Russett tentatively……。

- 〔*〕 フォナローティは、イギリスの経済学者トマス・ロバート・マルサス（一七六六—一八三四年）による『人口の原理』（初版一七九八年、第二版一八〇三年）を読んだのであろうか。

- (4) モンテスキュー『法の精神』第四卷第六章「ギリシア人のいくつかの制度について」井上幾裕訳『法の精神』（井上幸治責任編集『世界の名著二八 モンテスキュー』中央公論社、一九七二年刊、所収）四〇二—四〇四ページ参照。

- (5) ガブリエル・ボノ・ド・マブリ『立法論、または法の原理』（一七七六年刊）、その他の各所。マブリは財産の共同体 *communauté des biens* が、すべての構成員の永続的な幸福という、社会の真の目的に合致した唯一の秩序である、と考えた。彼によれば、人間社会を苦しめる災禍はすべて吝嗇と野心の結果であることから、政治とはつまるところ、これらの情念を効果的に抑制する術である。すなわち、吝嗇は財産の共同体によってのみ抑えうるものであり、また財産の共同体は個人の所有を消滅させ、同時に権力の魅力を減らすことから、財産の共同体は野心に対する砦なのであり、野心はさらに習俗および制度によって抑制されねばならない。〔本章訳注（3）をも参照〕。

- (6) この呼称「エゴイズム *egoïsme* の体制」をとる目的は、この体制のもとでは、市民の行動および感情の唯一の動機もっぱら個人的な、そして公共の利益とのあらゆる関連と無関係な利益である、ということを理解させることにある。〔本章訳注（5）をも参照〕。

- (7) 平等、すなわち社会における人間関係 *égalité* と不幸な人びとへの慰めとの基礎をなす観念である平等は、富と権勢への愛着によって墮落した人びとの目にとってのみ、絵空事である。

いかなる体制の下でも、またいかなる感情を抱く人でも、誰であれ人類を構成する個々人のうちに同等の者を心の奥底で認めない者などいるであろうか。同じ状況に置かれた際に、同胞のひとりひとりの苦しみを目にして、哀れみからの身震いを一様に覚えない者などいるであろうか。

われわれが幼少期から経験したことの結果であるこうした感情は、自然は平等な人間を作ったということをわれわれに教える理性によって裏付けられる。しかし、どのように、またどのような点で平等なのか。これこそ十分に知っておかねばならないことである。

社会的不平等を支持する人びとは、それは不可避である、と主張する。彼らによれば、社会的不平等は、自然が人類を構成する個々人の間に設けた不平等に起源をもつから、というのである。

人間は性、身長、肌の色、顔立ち、年齢そして四肢の強さが本来異なっているものであって、権勢の面でも、また富の面でも平等ではありえない、と彼らはいう。したがって、自然的なものであれ、社会的なものであれ、平等はまさしく観念的存在なのだ、というのである。

しかしながら、われわれが今しがた述べた差異が現実存在するということから、制度的不平等はそれらの差異のもたらす必然的な帰結である、という結果になるのであるうか。その考え方からすれば、富裕と権力とは、体力、体軀の立派さ、美しさをつねに相伴うということになる。しかしけっしてそのようなことはない。

人間の間には、知性および社会的地位の面での不平等を必然的なものとする、もうひとつ別の差異がある、と不平等支持者たちはいう。精神の不平等である。彼らは、頭脳の多かれ少なかれ目立った隆起のうちにわれわれの性向と情熱の兆候が見てとれる、との主張まで行なった。

しかし内奥の直感はいわれわれに対して、事物は自然の創造者〔神〕によってこのようには秩序付けられていないことを、また、普通に正常な器官を備えた人間がすべて同じ知的能力をもっているわけではないが、この点に関して、人間のうちに存在する差異はまさに、身体構造の相違の結果よりも置かれた状況の相違がもたらす結果であることを、知らせてくれているように思われる。勉強をする機会があったなら、多くの無知な人びともそうはならなかったであろうことを誰が疑いうるであろうか。きわめて粗野な羊飼いで、ニュートンが引力の法則を発見するのに必要であったのと同じくらい、自分の仕事の管理の面で、また自分の関心についての議論の中で精神の繊細さ〔ブレイズ・パスカルの「繊細の精神」〕を示してい

るのではないだろうか。すべて、われわれの注意が向けられる対象次第なのである。

その上、たとえ知性の不平等が主張されているほどに生来のものであるとしても、社会の中に存在する富と権勢の相違の根源をそこに見出すことはできないであろう。財産および権力が、社会においては通常、知識と賢明さからの授かりものであるというのは、まったく事実ではないからである。

しかし、われわれが今しがた話題とした資質が本当に問題なのであろうか。決してそうではない。われわれが念頭においている自然的平等とは、われわれとともに生まれ、また五感と諸器官を初めて用いることによって発達する、あの欲求と感覺の一様性なのである。

食物を摂取し、再生産（生殖行為）をする欲求、自己愛、憐憫、また、感じ、考え、要求し、自分の考えを伝え、同胞の考えを理解し、自分の行動を規範に合致させる能力、そして、強制への憎悪と自由への愛、これらは心身ともに健全なすべての人間にほぼ同じ程度に存在する。これが自然の法則なのであり、ここからあらゆる人間にとって同じ自然権が生じるのである。

誰であれ、自分が性質を異にする二つの内容から構成されていると認める者の目からすれば、自然的平等に有利な新たな根拠が、思考原理の精神性から引き出される。そしてまた、それだけで人間の自我全体を構成するこの本源は、不可分にして純粹であるがゆえに、またつねに同じ源に由来するがゆえに、われわれ人類を構成するすべての個人において必然的に平等なのである。^{＊1}

身体的諸力の不平等が、少なくとも一時的に自然的平等の享受を妨げうることは疑いない。われわれが契約に頼るのは、また市民社会が設けられたのは、おそらくこうした不幸がないようにするためであろう。

先見の明がなかったために、われわれは予防しようとして望んだ不幸よりも大きな不幸に陥ってしまった。自然によって確立され、理性によって認められている平等が、社会の維持を目的としたのと同様の一連の契約によって社会の中で侵害されているのである。身体的諸力の不平等によってもたらされた一時的な支障が、契約に基づき富および権勢の不平等によって、いっそう有害で永続的で不可避的な別の支障に置き換えられた。こうして奇妙な変容によって、きわめて愚かで、きわめて墮落した、きわめて情弱な、そしてきわめて少数の人びとが、きわめて頑健で、きわめて高潔で、きわめて学識の深い多数の人びとに対して骨の折れる務めを過度に課すことに成功し、また彼らから自然の自由を奪い取ることに成功したのである。

財産と権力の不平等な配分からあらゆる混乱が生じているのであり、それらの混乱に対して文明諸国の住民の二〇分の九が正当な理由から不満を抱いている。彼らにとつての窮乏、苦惱、屈従そして奴隷状態は、そこに由来する。また、あの知性の不平等もそこに由来している。しかし自分たちの利益を優先しようという動機から、この不平等は精神の不平等に、しかも誇張された上で、不平等に起因するとされているが、それは誤りである。

したがって、個々人の富と権勢とを正当な限度内に抑制すること、これをまさに本当の社会の諸制度は目差さなければならぬ。万人に由来する法にすべての市民を平等に従わせることによって権勢を抑制し、また誰もが十分に手にし、かつ誰ひとり余分なものは何ひとつもないように事態を秩序立てることによって、富を抑制するのである。本書においてわれわれが論じる平等は、以上の点にある。

実のところ、現状では、この平等はほぼ富の平等に還元されているのであり、支配する人びとにとつても、また服従する人びとにとつても、今日ではほとんど富だけが権力を手に入れるための代価と考えられている。

〔*1〕 このあたりは百科全書派に属するエルヴェシウスの『精神論』（一七五八年）『人間論』（七二年）からの影響があると思われる。アンドレ・リシュタンベルジェ、野沢協訳『十八世紀社会主義』法政大学出版局、一九八一年、第九章を参照。

〔8〕 現実に国王の立場に忠実であった者もいたし、また尊敬され続け、権力を持ち続けようことを期待してあらゆる政体と同じように順応した者もいた。公会に召喚された国王の生命に関して双方ともに抱いた関心は、彼らにかけられた王党派嫌疑に大きな影響を与えることとなった。

〔9〕 貴族支配 *aristocratie*、つまり国民の一部が万人に対して行使する至上権は、エゴイズムの体制によって認められた不平等がもたらす不可避的な帰結である。

〔*1〕 ロベスピエールは一九九一年四月に「市民の一部分が主権者、残りの部分が臣民である国家は貴族政である」と述べて制限選挙制に反対していた（河野健二編『資料 フランス革命』岩波書店、一九八九年、所収、樋口謹一訳『資料一—ロベスピエール 選挙権制限に反対』、一三六ページ参照）。なお、*aristocratie*なる語の含意は、きわめて流動的かつ曖昧である。貴族 *aristocratie* という語は、旧体制の下での身分としての貴族 *noble* のみを指示するのではなく、すでに革命前に軽蔑的な意味合いを、すなわち封建的諸特権の擁護者という意味を帯びていた。八九年八月四日に封建制が廃止されると、貴族 *noble* という語は *aristocratie* という語に置き換わったが、それとともに *aristocrates* は *aristocratie* の擁護者にまで

拡大され、また、抑圧的な人びとをも、さらには支配階級の構成員一般をも指し示す語として多用されるにいたった。ただその際、革命に敵対する人びとという意味は維持されていた。語源的にも *aristocratie* は「最上の」「優秀な」を意味しているのであって、本翻訳の中で *aristocratie* を貴族政、貴族支配あるいは貴族階級と訳すことに抵抗を感じてはいるが、しかし訳者には代わる訳語が見当たらない(特権階級支配、お偉方支配、旧体制支持層など、いずれも不十分と思われる)ので、従来訳語を充てておいた。

対照的な用語としては、「愛国者 *patriotes*」および「サン＝キュロット *sans-culottes*」を挙げることができる。サン＝キュロットについては、本章訳注〔1〕の補注〔*2〕を参照。

- (10) 累進税は、その税率が過剰(な収入)とともに高くなるのに対して、収入に対する比例税の割合はいかに収入が高くともつねに同じである点で、比例税と異なっている。累進税は、莫大な財産に対する妨げとなり、わずかな財産に対して配慮している。

(11) 国民の自由は、(一)市民の生活条件と楽しみ面の面で行きわたらせる平等、(二)市民の政治的諸権利行使のきわめて幅広い拡大、に由来する。ほぼ全面的にジロンド派で構成された国民公会第一次憲法委員会の草案は、第一の条件を完全に無視しつつ、第二の条件については進展させたかのように見えるが、実際にはその進展を通じて、人民を金持ちや怠け者や策謀家の影響力のもとに委ねていた。

〔*1〕ジロンド派の憲法草案については、前掲、河野編『資料 フランス革命』所収、河野訳「資料四八 コンドルセ 憲法草案(一七九三年二月一日)」(三六二―三六八ページ)、および、中村義孝編訳『フランス憲法史集成』法律文化社、二〇〇二年、所収の「七 一七九三年(共和暦第二年)二月一五、一六日に国民公会に提出された憲法草案(ジロンド派憲法草案)」、四一―四四ページを参照。一七九三年憲法では、第一条において「共通の幸福」を社会の目的とすることが謳われ、また公的扶助に関する第二条では「社会は、不幸な市民に労働を得させ、または労働できない人びとに対して生存の手段を確保することによって、不幸な市民の生存を保障しなければならない」として、労働権および生存権への言及がなされているのに対し、ジロンド派草案にはそうした文言は見られない。

(12) この徒党 *faction* は、立法議会および国民公会においてジロンド県選出議員のほぼ全員を指導者として認めていたがゆえに、ジロンド派 *girondins* と呼ばれた〔本章訳注〔19〕を参照〕。

憲法制定議會によつて最初の権利の宣言（一七八九年八月二六日の「人間と市民の諸権利の宣言」）が出されたとき、いくつかは憲法制定議會において承認されていた自然的な衡平（*Equité*）の諸原則の全面的適用はすでに、偽りの科学に感わされたり、あるいは文明の悪習に腐敗させられたりした人びとに嫌悪感を抱かせていた。彼らはそれ以来、諸原則に賛成であるかのように装いつつも、どのようにしてそれらを回避するかに思いを巡らせていた。

これこそ、最初の三つの国民議會〔憲法制定國民議會、立法議會、國民公會〕のもとで、全面的解放に向けてのフランス人民の高揚を押しとどめようと努め、また自分たちの感情にもっとも都合であるか、あるいは自らの教説にもっとも合致していると判断した政治形態に革命を固定しようとした、さまざまな徒党の起源である。それらの徒党は、自由の確立にとつて、特権階級による公然たる反対よりはるかに大きな妨げとなつた。祖国愛の言葉遣いを拝借することによつて、人民を欺いたからである。

憲法制定議會の末期、これらの徒党に属する人たちが議會内で優勢となり、他方、公共の大義に依然として忠実であつた党派（*Parti*）は、抗議の力強さによつて注目を引くのでない限り、〔議會内で〕目立たない存在となつていた。まさにこうした風潮にこそ、この議會の反動的な歩みと諸矛盾の原因があつたのである。

宣言されてきた諸権利の平等を無視して、多数の市民が投票権と被選挙権とを奪われた。人民の不安と立法院の曖昧な動きとがかき立てた不満には、残忍な掟が対置された。立法院は良識と國民の願望とを無視しつゝ、憲法に反対する意思を公然と表明したばかりの國王の手中に、そして当時立法院によつて制限ではなく強化された権限をもつ、あの國王の手中に、憲法案の提出権を戻すことにこだわつた。立法院は、シャンソドマルス練兵場において、それとは逆の決定を請願しようとしていた市民に死傷者を出した。立法院は、人民に対して、その頃単なるデクレによつて平穩に行われていた正義を獲得するために、暴力に訴えることを余儀なくさせた。また立法院は、集會の権利を侵害し、國民を貴族支配の下に永遠に隸属させようと望んだのである。

憲法制定議會は、人民大衆に対して現実を抱いていた輕蔑の念からこれらの措置を思いついた。議會はこれらの措置によつて弱腰ながらも王権の基盤を掘り崩したのであるが、しかし議會は、王権を低下させつつも、民主主義的熱狂から王権を守る者となることを望んだのである。それゆえにまた、憲法制定議會は、人民の熱狂と王室の失策とを利用して、君主政を消滅させるか、あるいは、君主政をほとんど眞の共和政にすることのできるような限界のうちに君主政を押し込める機会を

生かせなかつたのである。

以上が、ラメット兄弟^{ラメット兄弟}、ラファイエツト^{ラファイエツト}、少数の貴族^{ゴットフリード}、そして第三身分の数名の重要なメンバーに対してわき上がった不信感の理由である。かの有名なミラボー^{ミラボー}も同じような考えを共有していたが、彼は生活道徳のはなはだしい墮落ぶりから、金に目がくらんで、自ら反対したばかりの君主政の擁護者になつてしまつた。

しかし、贅沢好み、富への渴望、そして自立、優越したいという願望は、貴族のみが天から授かつたものではなかつた。貴族階級と膨大な勤労者階級との間に、いまひとつ、富、礼儀正しい態度、繊細な精神、お喋り、たるんだ習俗、そして無宗教によつて自立つ、多数からなる平民階級が存在していた。この階級もまた、人民大衆を軽蔑し、この大衆を抑えるために生まれてきたと思ひ込み、国民の健全な部分であると自称していたのであり、また、貴族たち^{ゴットフリード}の後釜に座ろうと望んでいるのであるが、その貴族の悪徳癖に、さらに如才なさや嫉妬心とを付け加えていた。

この階級は大部分、弁護士、代訴人、医師、銀行家、裕福な商人、富裕なブルジョワ、そして、学問を売り物にし、立身出世の手段としている文人で構成されていた。欲が深く、虚栄心が強く、また何にでも首を突っ込みたがるこの階級は、初期の革命運動に従事したのであり、また、窮乏と教育不足ゆえにこの階級に依存していた大衆をこの運動に参加させた。多くの場所で演説討論会や行政機関の指導者であつたその構成員たちは、仲間の投票によつて立法議会に、また公会に議席を占めるにいたり、そこでジロンド派の中核を形成した。

一般にジロンド派は、おぞましい状態のまま旧体制を受け入れていたのではなかつた。しかしジロンド派は、新しい体制が、下層民と彼らと呼んでいたものと自分たちとを一緒くたにしてしまい、彼らにとつて非常に有益であつたあの優越性を奪うところまで進展することもまた、望んではいなかつた。彼らと彼らの家族が、権力に由来する優遇措置の上層有者であり、かつ配分者のままであれば、また実際には人民主権が、自分たちが構想し、執行する法に対して公衆の遵守と服従とをよりうまく確保するために、都合よく考案された言葉でしかないのであれば、フランスが君主政的に統治されるのか、あるいは共和政的に統治されるのかは、結局のところ、彼らにはほとんど気にならなかつたのである。

したがつて彼らは、立法議会の下で、ルイ十六世がかつての廷臣の計画に従うつもりなのか、それともジロンド派の助言に基づいて行動するつもりなのかに応じて、国王の個別利益に反対したり、それに有利なように取り計らつたりした。国王との間で始めた秘密交渉の中で、国王権限を強化するために国王に与えた非公式な助言の中で、指導者たちが表明した個人

的な考え方は、証書類および証人によって明らかとなっている。ジロンド派の有力者には、君主政への愛着の告白と、君主政がもはや存在しなくなつたときにはそれを再確立しようという願望とを、回想録の中で敢えて告白する者もいた。

ジロンド派が眞の自由の友あるいは眞真正銘の共和主義者であつたと信じることは、私にはひどい誤りであるように思われる。彼らがもしそうであつたなら、彼らは八月一日〔本章訳注（一）を参照〕の勝利の主たる立役者であつたあのパリ市当局（蜂起コミューン）をあれほど執拗に中傷し、告発したのであるうか。彼らは戦闘がなおも続いている間に、維持し高揚させることがきわめて必要であつた民衆の熱狂に対し、秩序の回復を口実にして水を差そうなどと考へたのであるうか。明らかに革命を強固にする意図から決断された処刑であり、自由の敵による公然・非公然の敵対行為および当時フランス人民がさらされてゐた重大かつ差し迫つた危険がもたらした遺憾な結果である、あの九月二、三日の恐ろしい、しかし取り返しのつかない処刑を、彼らはあれほど糾弾したのであるうか。彼らは、人民の勇気を維持する上でもっとも協力した人びとに向けられた激しくて中傷に満ちた非難によつて、法の聖域を剣闘場に変えたであろうか。彼らは、諸国の王による武装同盟〔対仏大同盟〕を撃退するのにもっとも元壁な団結が必要であつたまさにそのときに、金持ちたちを震え上からせ、分裂の種を蒔き、またフランスを連邦化するなどと語つたのであるうか。彼らは、公会から追放された後でさえ、分派を形成し、内戦を引き起こし、また、外国の敵が主として関心をもつてゐた、あのパリ・コミューン〔市総評議会〕に諸県を敵対させようと努めたであろうか。そして最後に、彼らは、人民を手助けし、数百万の抑圧された人びとの抱く秘められた願望を満足させ、そして社会の恩恵をどの構成員にも等しく与えることが、革命を強化し、自由と幸福と平和とを永遠不滅のものとするただひとつの手段であることを無視しえたであらうか。

哀れなジロンド派よ。王権を復興しようとする意図があなた方のせいにはされたのも、理由がなかつたわけではない。王の將校（国王立憲衛兵隊司令官のひとりであつたブレイシー伯 comte de Bray）の命令の下、リヨンで共和政と戦い、また、監獄から連れ出したり、あるいはこの反乱した都市に大挙してはせ参じた亡命者たち émigrés を陣営に受け入れりした、あのジロンド派の中に、何名かの王政主義者がいはしなかつたか。トゥーロンを敵に引渡し、まさに同じ日にそこに国王に奉仕する王政政府を再建した別のジロンド派の中に、何名かの王政主義者がいはしなかつたか。

ジロンド派の卑屈な精神は、ルイ〔国王ルイ十六世〕に対する判決を第一次会の承認に委ねようという、執拗に主張された提案に露呈した。彼らジロンド派は、司法行為が問題なのであつて、法が問題となつてゐるのではまったくくないがゆえに、

その提案によって人民主権を賞賛しているのである、と主張していたが、無駄なことであった。彼らは、虜囚の国王のためにかくも新しい特権を導入することによって、共和政が立脚すべき、王政への憎悪をフランス人の心に刻み込めるとも思っていたのであろうか。どうして彼らは、自由を擯ることになりかねない裁判の遅延と苦しみとフランスをさらすことを恐れていなかったのでしょうか。優柔不断、危惧、そして王権に対する卑屈な敬意のこうした典型は、市民が革命の敵の暴力と畏から脱け出すのにきわめて必要な勇氣と美德とを市民の心の中で強化するためのうまい手段だったのであろうか。ぐずぐずすることによって、毅然とした態度は高められるのであろうか。震え上がらせることによって諸国民の受けている束縛は断ち切られるのであろうか。しかしどうしてもジロンド派のうちに共和主義者の姿を見たいと望むのであれば、少なくとも、彼らの行動は非常識であったこと、そして、彼らがある共和政を望んでいたとしても、その共和政は、人民を苦しめた彼らの暴虐がやがて人民にかつての隷従を後悔させることになるほどの共和政であったことを、認めなければならぬ。

哀れなジロンド派よ。あなた方は、虚栄心にもあそばれていたために、真正正銘の王党派になることも、明確な共和派になることもできなかった。あなた方は、祖国愛と穩健という外観で自分たちの誤りを覆っていただけに、また、あの厳格な措置を、すなわち当初は共和国を救ったが、後になると共和政を矢継ぎ早に解体し、破壊した連中に多数の援軍を提供した、あの厳格な措置を緊急かつ必要なものとしただけに、いっそうわれわれに損害を与えたのである。

哀れなジロンド派よ。人民の幸福に心から身を捧げた人びとを敵に回して闘ったがゆえに、あなた方はテルミドール九日に彼らの命を奪った背徳者たちに彼らを無防備のまま引き渡した。復讐の衝動にのみ駆られたために、あなた方は、この時期が過ぎると、共和派の虐殺を引き起こした。そしてあなた方の貴族支配的精神が共和暦第三年の憲法を生み出したのであるが、この憲法のおかげでわが国のポナバルトの専制支配（ナポレオン一世による第一帝政）が存在したのであり、それは大部分あなた方が作り出したものであった。ジロンド派の雄弁を褒めそやす者もいるであろうが、われわれはいかなる点からであれ、彼らを賞賛しはしない。われわれは、彼らの影響力が、革命の衰退、共和政の没落、そして自由の喪失をもたらしたもつとも積極的な原因である、と確信しているからである。

〔*〕 一七八九年八月二六日のいわゆる「人権宣言」は、その第一条で「人間は自由で権利において平等なものである」として生まれ、かつ生きつづける。……とし、また第一四条で「市民はすべて、自ら、あるいはその代表者をつうじて、公の租税の必要性を検討し、……定める権利を有する」と謳っていた。

〔*2〕 一七八九年一〇月の法令によって納税額による制限選挙制が採用された。一七九二年憲法では、「人権宣言」第一条において「人間は自由で権利において平等なものと生まれ、かつ生きつづける。……」と再確認しながらも、第三編第二節において能動市民たる要件を規定し、その中で「王国のいずれかの場所において、少なくとも三労働日に等しい直接税を支払いかつその証明書を提示する」ことを求めて、財産資格を設けた。被選挙資格にはさらに厳しい財産資格が設定された。

〔*3〕 一七九一年七月一七日、パリ市当局の発した戒厳令の下、ラファイエット率いる国民衛兵隊による発砲で五〇人以上の死者、数百名の負傷者が出た。本章訳注〔11〕をも参照。

〔*4〕 ラメット伯、テオドル・ド・Theodore, comte de Lameth (一七五六―一八五四年)。ラメット三兄弟の長兄で軍人・政治家。アメリカ独立戦争に参加。立法議会議員で、立憲君主政支持のフウイヤン派。九二年の宣戦布告に反対し、九月虐殺に抗議。

ラメット、シャルル・マロ・ド Charles Malo François de Lameth (一七五七―一八三三年)。貴族選出の三部会議員であつたが、第三身分に近い立場をとり、ジャコバン・クラブにも出席していた。国王のヴァレンヌ逃亡事件以後、国民議会議長であつたが、国王廃位に反対し、九一年七月にはジャコバン派と袂別して、フウイヤン・クラブ結成に参加した。一八〇〇年にフランスに戻つた。

ラメット、アレクサンドル・テオドル・ヴィクトール・ド Alexandre Théodore Victor de Lameth (一七六〇―一八二九年)。末弟。兄シャルルと同じく、貴族選出の三部会議員であつたが、第三身分に近い立場をとり、ジャコバン・クラブの設立に参加、デュポール、バルナーヴらと共にクラブを指導。ヴァレンヌ逃亡事件以後は反共和主義的な立場に転じ、シャン＝ド＝マルス事件を支持。また君主支配の再強化に努力。オーストリアに対する宣戦には反対であつたが、ラファイエット指揮下で戦争に参加し、オーストリア軍の捕虜として九五年まで。イギリスからハンブルクに移り、兄たちと合流した。

〔*5〕 ラファイエット侯、マリー・ジョゼフ・ポール・イヴ・ロシュ・ジルベール・モティエ・ド Marie Joseph Paul Yves Roch Gilbert Motier, marquis de La Fayette (一七五七年九月オート＝ロワール県―一八三四年五月パリ)。一七七六年に近衛騎兵隊大尉として退役。この頃すでに、アメリカ独立の指導者ベンジャミン・フランクリンらと知己に。七七年六月から七八年末までアメリカ独立戦争に参加し、帰国後は国王に派兵を決意させ、自らその指揮に当たつた。少将に任せられ、

八五年に帰国し、「兩世界の英雄」として高い人気を博すこととなった。かの地で自由主義、共和主義思想に共鳴し、名士会では第三身の議員数倍増に賛成した。

革命勃発直前の七月一日には、パリおよびヴェルサイユ近くに駐屯する国王軍を遠ざけるようとのミラボー提案に賛成し、一三日には憲法制定議会副議長に。一日にはパリ市庁舎に赴き、前夜のバステイユ監獄襲撃を祝うとともに、国民衛兵隊（議会による法的承認は九〇年二月末）に改組されたブルジョワ市民軍（自警団 *milice*）の司令官となり、一七日には国王を市庁舎に迎え、ラファイエット自身が考案した三色帽章 *coquard tricolore* を身につけさせた。一〇月五日、フォール・サン・タントワーヌ街から六〇七〇〇人の女性が食料確保を求めてヴェルサイユまで行進し、翌日、国王一家はパリ（チュイルリー宮）に連れ戻されることとなった。国民衛兵隊が護衛したが、この件でラファイエットは国王一家および宮廷から憎悪されることとなった。九〇年七月一四日の「連盟祭」を組織し、国民と法と国王の名において誓いの宣言をした時点が彼の絶頂であった。これ以降、彼の人気にかけりが見え始める。同年八月のナンシーにおけるシャトーヴィユー・スイス人兵士事件（本章訳注〔13〕参照）の際にブイエ（同上、補注〔一〕）を擁護したことによって新たな敵を作った。国王のヴァレンヌ逃亡事件はラファイエットにとっては寝耳に水であり、九一年七月の戒厳令下に置かれたパリでのシャン・ド・マルス虐殺事件（本章原注〔12〕の補注〔*3〕および訳注〔11〕を参照）は彼への信頼と共感を失わせ、一〇月初めに国民衛兵隊司令官を辞任する。その後軍務に戻り、中部方面軍の、次いで北部方面軍の司令官となるが、六月二〇日事件（本章訳注〔一〕参照）について立法議会に抗議するために、また国王一家救出のためにパリに戻った。前述の経緯から、ラファイエットを嫌うマリイ・アントワネットはパリ市長ベティヨン（本章訳注〔21〕の補注〔*1〕を参照）に対して、ラファイエットがクーデタを計画している旨、通報した。北部方面軍司令部に戻った後、八月一〇日事件（本章訳注〔一〕を参照）に衝撃を受けたラファイエットは、国王権限回復のためにパリに軍隊を派遣しようとするが、部隊が応えず、逆に逮捕合状を発せられて、二人の将校と共にオーストリア軍に投降。オーストリアで獄中生活を送った後、九七年にカンボフォルミオ条約によって釈放され、パリには一八〇〇年三月に戻った。

〔*6〕 ミラボー伯、オノレ・ガブリエル・リケッティ・ド・Honore Gabriel Riquetti, comte de Mirabeau（一七四九年三月ロワレ（九一年四月パリ）。革命勃発まで醜聞と遊蕩と決闘で有名。貴族からではなく、第三身分から三部会議員に選出され、憲法制定議会になってからは、その雄弁と行動力によって憲法制定議会の代弁者となった。封建的諸権利の廃止（一七

八九年八月四〜二日)、教会財産の没収(一七八九年一月二日の教会財産国有化令)、アシニヤ紙幣の発行などの諸改革を主導したのはミラボーであった。しかし立憲君主政の枠内での王権維持を念頭に置いていたため、一七九〇年五月の宣戦布告権および講和権をめぐる論争では、国王と議会の双方にその権利を認める演説を行った(河野編、前掲『資料 フランス革命』所収、西川長夫・河野健二訳「一〇 宣戦講和について」、一六〜三四ページ、を参照)。ミラボーは、ルイ十六世に対して助言を行っていたが、買収されたものではなかった。この頃から、「ミラボー伯の裏切り」が噂となり、国王との内通が疑われ始め、宮廷からも公会の大部分からも不信感を抱かれ、その影響力と名声を失ったまま、病死した。

〔*7〕 いわゆる「九月虐殺事件」。一七九二年九月二日から六日にかけて、パリの群衆が当時獄中にあった囚人全体の四〇ないし五〇%にあたる一〇〇ないし一四〇〇名を即決裁判の後に処刑。その背景には、対オーストリア開戦後の戦況不利(八月末にロンウイ、ウエルダン陥落)、獄中の反革命容疑者が裁判にかけられることもなく、牢獄内で「反革命の陰謀」を企てているという噂の拡大などの事情があった。

〔*8〕 一七九三年五月末、ジロンド派と王党派がリヨン市当局の主導権を掌握し、当地のジャコバン派指導者ジョゼフ・シャリエ(Joseph Chalier 一七四七年ピエモンテ〜九三年)を逮捕し、七月一七日にギロチンにかけた。シャリエは絹製品の商人で、八九年七月一日にはパリにて、バステュー襲撃に参加。リヨンでは当初穏健派に属していたが、一種の累進税を主張して、当地の富裕層からは憎悪の対象となり、逆に絹織工ら労働者からは賞賛を浴びた。国民公会の支援を仰いで、シャリエの友人(ベルトラン。続編第二章原注(16)参照)が市長となり、強制税を布告するが、ここでリヨンのブルジョワたちの反撃に会い、シャリエは逮捕された。ダントンの支配していた公安委員会は、シャリエが裁かれ、ギロチンにかけられるのを放置した。

〔*9〕 一七九三年七月一三日に共和国に対して反旗をひるがえし、トゥーロンを支配するにいたっていた王党派が、八月二七日には王党派がトゥーロンをイギリス・スペイン連合艦隊に引き渡した。二四歳という若き陸軍中尉ナポレオン・ボナパルトが九三年一月一九日にイギリスと王党派からのトゥーロン奪回に際して大きな働きをした(次号掲載予定の第二章原注(26)の補注[*1]参照)。

〔*10〕 王弟プロヴァンス伯 Louis Stanislas Xavier, comte de Provence (一七五五〜一八二四年)は、ルイ十六世が処刑された後「王国摂政」を称し、イタリアのヴェローナでトゥーロン奪回とそこでの摂政政治 Regence 樹立を企てていた。十六

世の幼子(ルイ十七世)が九五年六月に一〇歳でタンブル監獄でなくなつた後は、自らをルイ十八世と呼ばせていた。

〔*11〕 この第一次会 *assemblée primaire* は、一七九一年憲法の規定(第三編第二節第一条)では、「国民立法議會を構成するために」、すなわち議員を選任する選挙人を選任するために招集されるものであった。

〔*12〕 一七九五年憲法については、前掲、中村義孝編訳『フランス憲法史集成』所収の資料九「共和暦三年フリユクチドール五日のフランス共和国憲法(一七九五年憲法)」、五五〇八五ページを参照。

〔13〕 一七九三年五月三一日およびそれに続く数日。

〔*1〕 この日、ジロンド派が支配する国民公会を、パリ・コミューンおよびジャコバン派が民衆地区のセクシオンで編成された国民衛兵隊を用いて包圍し、五月に設置されていた一二人委員会の解散などを要求した。二日後の六月二日へと続き、ジロンド派議員の排除に至る。

〔14〕 フランスのこうした高潔で普遍的な高揚は、この事態に続いて取られた、道理にかなつた力強い政策のおかげであつた。この高揚によってフランスは、国内の破壊分子と、貴族支配的な考えおよびジロンド派の曖昧な態度によって確実な勝利が準備されていた、自由に反対して結託した諸国王の軍隊とを、短時間のうちに粉砕したのである。

それはまさに、国民公会においてジロンド派に反対していたモンタニヤール(山岳派) *Montagnards* の勇氣と毅然とした態度とがもたらした結果なのである。モンターニュ派はこの当時、平等の真の友たちと個人的な見解に基づいて平等の諸原則を標榜していた人びとによって構成されていた。

〔15〕 この有名な自由の殉教者に対してはあまりにも激しい中傷が浴びせられてきたので、誠実な著作家はみな、彼の汚名を晴らすことに自分の文筆活動を捧げる義務がある。しかし私には、彼の権利の宣言草案をここで書き写すこと以上にうまく彼の汚名を晴らすことはできそうにない。この注目すべき文書は、この著名な立法家の死以来、きわめて猛烈な断罪を受けてきた人びとが掲げていた真の目標をこの上なく明らかにしているのである。それを読むと、存在の維持に必要なものを供給する権利(第二条)に取って代えられ、基本的諸権利のひとつには数えられなくなる所有権の定義、この同じ所有権に対して設けられた制限(第六〇九条)、累進税の設置(第二二条)、法形成への万人の協力(第二二条)、貧困の絶滅(第一条)、全市民に対する教育の保障(第一三条)、そして、公務員の権限濫用にも(第二五条)、また法の専制支配にも(第三一、三三条)乗り越えがたい障害となるように規定された、抑圧に対する抵抗権(第二七、二九条)、これらに読者は感嘆させら

れるであらう。

「人間と市民の権利の宣言」 マクシミリアン・ロベスピエールによる提案

〔一七九三年四月二四日に国民公会で提案された、いわゆる「ロベスピエールの人権宣言私案」〕

国民公会に集まったフランス人民の代表は、永遠に変わらぬ正義（および理性）の法に由来しない人間の法が、人類に対する無知および専制支配による侵害でしかないことを認めつつ、また人間の自然権の忘却および軽視のみが世界の犯罪および不幸をもたらす原因であることを確信しつつ、すべての市民が、たえず政府の諸行為をあらゆる社会制度の目的と比較しうることによって、専制支配による抑圧あるいは墮落を受けるままになることが断じてないように、また、つねに人民が自らの自由および幸福の基礎を、行政官が自らの諸義務の準則を、そして立法者が自らの使命の目的を眼前にすることができるよう、これらの神聖にして不可侵の諸権利を厳粛な宣言のうちに提示することを決意した。

したがって国民公会は、世界の人びとを前に、また不滅の立法者（神）の目の前で以下のような人間と市民の権利の宣言を発する。

第一条 あらゆる政治的結合の目的は、人間の自然にして侵すべからざる諸権利の維持と人間のあらゆる能力の発展とである。

第二条 人間の主要な権利は、存在の維持に必要なものを供給する権利および自由である。

第三条 これらの権利は、心身の諸力の違いがいかなるものであろうと、すべての人間が平等に所有する。

諸権利の平等は自然によって確立されている。「したがって」社会は、決してこれを侵害するのではなく、これを実体的ないものとする力の濫用からこれを保障することに限定される。

第四条 自由は、人間に帰属する、自らのすべての能力を意のままに行使するための力である。しかし、自由にはその準則として正義があり、その限界として他人の権利があり、その原理として自然があり、またその盾として法がある。

第五条 平穏に集会をもつ権利、および出版物によるのであれ、他のあらゆる仕方によるのであれ、自らの意見を表明

する権利は、人間の自由の原則のきわめて必然的な帰結であり、それゆえそれらの権利を言明する必要性は、専制支配の現存または最近における専制支配の記憶を前提としている。

第六条

所有は、各市民が、法によつて、各市民に保障された財産の一部を意のままに享受し、処分する権利である。

第七条

所有権は、他のすべての権利と同様に、他人の諸権利を尊重する義務によつて制限される。

第八条

所有権は、われわれの同胞の安全も、自由も、存在も、所有も害しえない。

第九条

この原則を侵害する取引はいずれも、本質的に不法であり、不道德である。

第一〇条

社会は、その全構成員に対して労働を提供するか、あるいは労働しうる状態にない人びとに対して生活手段を

確保するかすることによつて、彼らの生計に必要なものを供給しなければならない。

第一条

生計に必要なものが足りない者にとつて不可欠の扶助は、剰余物を所有する者の債務である。債務が履行され

るべき方法を決定するのは法の役目である。

第二条

収入が生活に必要なものを超えていない市民は、公共支出の分担を免除される。逆にそれ以外の市民は、その

富の程度に応じて累進的に公共支出を負担しなければならない。

第三条

社会は、全力をあげて、公衆の理性の向上を促進し、また、万人が教育を受けられるようにしなければならない。

い。

第四条

人民は主権者である。したがつて政府は人民の製作物であり、人民の所有物であり、また公務員は人民の被用

者 *commiss* である。

人民は、好きなときに、その政府を変更し、その受任者を罷免することができる。

第五条

法は、人民の意志の自由かつ厳粛な表現である。

第六条

法は、万人に対して平等である。

第七条

法は、社会にとつて有害なことをのみを禁止することができる。また法は、社会にとつて有益なことをのみを命令

することができる。

第十八条

人間の侵すべからざる権利を侵害するあらゆる法は、本質的に不正であり、抑圧的である。それはまったく法

ではない。

第十九条 あらゆる自由な国家においては、法はとりわけ、統治する人びとの権力から公共および個人の自由を擁護しなければならぬ。

第二〇条 人民は善良である、また行政官は腐敗しうると仮定しない制度にはすべて、欠陥がある。人民のいかなる部分も、人民全体の権力を行使しえない。しかしその部分が表明する願望は、一般意思の形成に貢献すべき、人民の一部の願望として尊重されなければならない。

〔云議に〕 招集された主権者の各セクションは、完全に自由にその意思を表明する権利を享有するべきである。各セクションは本質的にあらゆる適法な当局 *authorities & constituencies* から独立しており、自らの内部秩序 *Police* と審議とを自由に規制することができる。

第二一条 すべての市民は、徳と才能の区別以外にならぬ区別なく、また人民の信頼以外ならぬ資格なしに、あらゆる公職に就くことができる。

第二二条 すべての市民は、人民の受任者の選任と法の形成に協力する平等の権利をもつ。

第二三条 これらの権利が実体的なものとなり、また平等が妄想となることが決しないようにするために、社会は、公務員に俸給を支払わなければならない、また、自らの労働で生活する市民たちが、自身の生活もまた家族の生活も危うくすることなく、法によって要請される公共集會に出席できるようにしなければならない。

第二四条 市民はすべて、行政官および政府の公務員が法の機関あるいは執行者であるときには、彼らに対して忠実に従わなければならない。

第二五条 しかし、誰によってであれ、法の名においてなされるものでさえ、法によって限定された場合および法が規定する形式を外れて行われる、人間の自由、安全あるいは所有権に反する行為はすべて、権限濫用であり、無効である。法の遵守そのものがこれに従うことを禁止しているのであり、また、暴力によってこれを執行しようとする者があるのであれば、力によってそれを阻むことが許される。

第二六条 公権力の執行者に対して請願書を提出する権利はすべての個人に属している。請願書が送られた者は、それら請願書が目的とする諸点について判断を示さなければならない。しかし、請願権を禁止することも、制限することも、またその行使を処罰することもできない。

第二十七条 抑圧に対する抵抗は、人間と市民の他の諸権利の帰結である。

第二十八条 社会体の構成員のただひとりだけでも抑圧を受けているときには、社会体に対する抑圧がある。

社会体が抑圧されているときには、社会体のどの構成員に対しても抑圧がある。

第二十九条 政府が人民の権利を侵害するときには、蜂起は人民にとって、また人民のどの部分にとっても、もつとも神聖な権利であり、またもつとも不可欠の義務である。

第三〇条 ある市民にとって社会的な保障が欠けているとき、自らの権利すべてを自分自身で守ることは自然権に含まれている。

第三十一条 いずれの場合〔前条および前々条〕においても、抑圧に対する抵抗を合法的な形式に従わせることは、専制支配の極致である。

第三十二条 公務は、榮譽でも褒賞でもなく、公的義務と見做すことができる。

第三十三条 人民の受任者の不法行為は、厳正にかつ簡単に処罰されなければならない。いかなる者にも、自分が他の市民よりも不逮捕特権をもっていると主張する権利はない。

第三十四条 人民は、その受任者のすべての活動を知る権利をもっている。また受任者は人民に対して自らの管理について忠実に報告しなければならない。また人民の判断には敬意をもって服さなければならない。

第三十五条 すべての国々の人間は兄弟であり、さまざまな人民は同一の国家の市民がするのと同じように、お互いに助け合わなければならない。

第三十六条 ただひとつの国民だけでも抑圧する者は、自分があらゆる国の国民の敵であることを言明するものである。

第三十七条 自由の前進を押しとどめるために、また人間の諸権利を消滅させるために、ある人民に対して戦争を行う人びとは、通常の敵としてではなく、殺人者として、また反逆した悪党としていたるところで告訴されなければならない。

第三十八条 いかなる者であろうと、国王、貴族、暴君は、人類という地上の主権者に対して、また自然という宇宙の立法者に対して反逆した奴隷である。

(16) この憲法〔一七九三年憲法〕については「証拠書類 一」を参照〔紙幅との関係から今回は割愛せざるをえなかった。い

すれ何らかの形で復元したいと考えているが、差し当たり、前掲、中村義孝編『フランス憲法集成』、四四〇―四五ページを参照。

(17) 事態が現状のままであり続けるかきりは、いかに自由な政治形態であれ、それは、働かなくてもやっていける人びとにとってのみ、有利な形態であろう。不実な政府は巧妙にも人民に対して討議をもとめているように見えるが、「実際には」窮乏ゆえに、つらくて絶え間ない仕事に縛られている諸国の大衆は、公務について知識を得ることも、公務が論じられている集會に参加することもできないために、また自分たちの生活が金持ちに左右されているために、金持ちだけがその討議を思いのままに行っている。この正直な方がたは自分の利益を顧みることはない、と思うべきなのであろうか。彼ら自身の特権の引き下げを彼らに求めることが問題となつたならば、どういうことになるのであろうか。

(18) ロベスピエール「共和暦第二年ブリュヴイノーズ」一八日〔一七九四年二月五日〕の報告。〔前掲、河野編『資料 フランス革命』、樋口謹一訳「資料五九」〔国民公会の指針となるべき〕政治道徳の諸原理について〕四一〇―四一八ページ所収〕。「法によって下劣で残酷な感情がすべて抑え込まれ、慈悲深く高潔な感情すべてが法によって目覚めさせられる事態、野心が、榮譽を受けるに値したいと、また祖国に奉仕したいという欲求となる事態、区別が平等そのものからのみ生まれる事態、市民が司法官に従い、そして人民が正義に従う事態、祖国が個々人の充足を保障し、また個々人は誇りをもって祖国の繁榮と榮光とを享受する事態、すべての人の魂が、共和主義的感情の絶え間ない共有化と偉大な人民の尊敬に値したいという欲求とによって高められていく事態、技芸が、技芸を気高いものとする自由の裝飾品となり、商業がいくつかの商店だけに途方もない繁榮をもたらす源泉ではなく、公共の富の源泉となる事態、こうした事態をわれわれは望んでいる。

エゴイズムを道徳に、慣習を原則に、名譽を誠実に、風習の横暴を理性の支配に、不幸に対する蔑視を惡徳に対する蔑視に、傲慢を誇りに、虛榮心を魂の高潔さに、金錢愛を榮光への愛に、育ちのよい人びとを善良な人びとに、術策を功績に、才人ぶつた人を天才に、〔外見の〕華々しさを真理に、快樂の退屈さを幸福の魅力に、お偉方の卑小さを人物の偉大さに、愛想がよく輕薄で哀れな人びとを寛容でたくましく幸福な人びとに置き換えること、これをわれわれはわが国において望んでいる。すなわちわれわれは、君主政のあらゆる惡徳と愚かしさとを、共和政のあらゆる美德と驚異とに置き換えることを望んでいるのである。

要するにわれわれは、自然が願望することを遂行し、人類の運命を実現させ、哲学が示した約束ことを守り、神に対し長

期にわたる過ちおよび専制支配を赦すことを望んでいる。また、かつて存在したさまざまな自由な人民すべての栄光からその輝きを奪い取ることによって、これまでは隷属諸国の中で華々しい地位を占めていたフランスが、諸国民の模範、抑圧者たちにとっての恐怖、被抑圧者にとっての慰め、世界の誉れとなることを望み、われわれの営為をわれわれの血で強固にすることにによって、われわれはせめて、全世界の至福を告げる曙光を体験できることを望んでいるのである」。

同じく、ロベスピエール、「共和暦二年ブレイアル七日、「二七九四年五月二六日」の演説」。

「共和国を作り上げるのは、呼称の莊重さでも、勝利でも、富でも、一時的な熱狂でもない。それは、法の英知であり、また何よりも習俗の正しさであり、統治する際の道徳基準の純粹さと安定性である」。

サン・ジユスト、「共和暦二年ヴァントーズ八日、「二七九四年二月二六日」の報告」。

「富は、かなり数多くの革命への敵たちの手中にある。しかし困窮ゆえに、労働する人民は自分たちの敵に依存させられている。市民的諸關係が統治形態に敵対する關係にまで達していても、ある支配は存在しうる、と諸君はお考えなのだろうか。中途半端な革命を行う人びとは、自ら墓穴を掘っているにすぎない。革命によってわれわれは、自分の国の敵という姿を示した者は、その国では所有者たりえない、というあの原則を承認するにいたった。しかしわれわれを救済するには、なおいくつかの天才的手腕が必要である。

人民が国境において自らの血を流し、あらゆる家族がその子供たちの喪に服しているのは、いったい専制者たちに楽しみを用意してやるためなのであろうか。諸君には、わが祖国の解放に協力した人民だけがわが祖国において権利を有する、という原則を承認していただきたい。自由な国家の名誉にとって恥辱である物乞いを消滅させようではないか。愛国者たちの財産は侵してはならない。しかし陰謀家たちの財産は貧乏な人びとすべてのためのものである。貧乏な人びとは地上の力なのであり、彼らには彼らをないがしろにする政府に対して主人として語る権利がある」。

同上の演説の締めくくりにおいて。

「諸君のために、反逆派を打倒せよ。陰謀の犠牲となった愛国者たちの仇を討て。良識と慎み深さを〔全軍に通達される〕日々命令の中で〔勲功として〕表彰せよ。国家の中にひとりでも不幸な人や貧乏な人がいることを許すな。以上のことと引き換えにしてはじめて、諸君は革命をなしとげ、真の共和国を作ったことになるのである」。

同じくサン・ジユスト、「共和暦二年」ヴァントーズ三日、「二七九四年三月三日」の報告」。

「諸君がもはやフランスの領土において、ひとりの貧乏人も、ひとりの抑圧者も望んでいないこと、また、この模範が地上に豊かな成果をもたらすこと、またそこで徳への愛と幸福とを広めていることをヨーロッパの人びとに知っていただきたい。幸福とは、ヨーロッパでは新しい考えなのである。」

同じくサン・ジュスト、「共和暦第二年ウァントーズ、三日、「一七九四年三月三日」の報告」。

「もし人民が美德と質素を愛しているなら、もし厚かましさが顔つきから消えているなら、もし慎みが国家公民に戻り、反革命派、穩健派そしてベテン師どもが粉砕されているなら、もし革命の敵に対しては攻撃的な人びとが、愛国者たちには優しく思いやりがあるなら、もし官吏たちが自分の事務室にこもって、名声を追い求めることなく、また自らの真心のみを証人としつつ、一所懸命に善を行うなら、もし諸君がすべての不幸な人びとに土地を与えるなら、もし諸君がすべての極悪人から土地を取り上げるなら、諸君は革命をなしとげた、と私は認めることにしよう。」

〔*〕 サン・ジュスト、ルイ・アントワーヌ Louis Antoine Saint-Jure (一七六七年八月二日—一七九四年七月二八日) 父は騎兵隊将校、ソワッソンのオラトリオ会系のリセののち、ランスで法学を学んだ。革命開始直後、パリに滞在し、九〇年七月の連盟祭に参加。ジャコバン派に加入。立法議会には年齢不足で参加しえなかったが、九二年に公会議員に最少で当選した。公安委員会のメンバーとなつてからは、いわゆる山岳派憲法(九三年憲法)の起草に努力し、八九年以来の自由と諸権利の平等に満足せず、将来の社会に道德的・社会的内容を付与しようとした。シロンド派からのコンドルセ案を批判した。ロベスピエールの盟友として、シロンド派に対して、また、エベール派、ダントンおよび寛容派 Indulgence にも激しい攻撃を加え、「恐怖政治の大天使」「血に飢えた怪物」と仇名されることとなった。軍事面での活躍も目覚ましく、九三年末から翌九四年六月にかけて、ライン方面軍および北部方面軍で規律を立て直し、六月二六日のフルーリュスの戦いに立ち会った。パリに戻り、公安委員会内で孤立していたロベスピエールと他のメンバーとの間で和解工作を行うが、テルミドール九日、サン・ジュストは演説を制止され、翌日ギロチンにかけられた。

(19) エベールとダントンは、自分たちの名前を二つの徒党 factions に与えたが、それらの徒党は、それらが樹立の手助けをした革命政府に対して、同じように敵対していたとはいえず、目差す目標の点でも、またそれらを構成する個々人の性格の点でも、本質的な違いをもっていた。

エベール派の陣営には概して、勤勉で、心がまっすぐで、率直で、勇敢で、あまり勉強好きでなく、政治理論には疎く、

感覺的に自由を愛し、熱烈に平等を支持し、また平等を享受することに飢えている人びとしか含まれていなかった。彼らは、確立された人民的な共和国においては善良な市民であるが、その樹立に先立つ騒乱の中では下手な水先案内人だったのであつて、革命的制度は人民主権に対して加えられた恥ずべき侵害であるとして彼らに描いて見せることによつて、革命的制度の延長に対する反感を彼らに抱かせることは難しくはなかった。また同様に、迷信と司祭の権力との源を永遠に涸らすには、あらゆる宗教思想を禁止しなければならないことを彼らに納得させるのにも、たいした苦勞はいらなかつた。しかしながら、政治的危機の利用価値と影響とをじっくりと吟味するよりも、むしろ難局を一気に解決したいと考えていたこれらの人びとは、賢明な平等の友たちが目差していたのと同じ結果を念頭に置いていた。しかし彼らは、平等の友たちとは違つて、その結果を手に入れうるための制度についても、またそこに到達するのに必要な道筋についても、十分に明確な構想を抱いてはいなかった。それゆゑ、重大な結果をもたらした分裂と彼らが属していた徒党によつて行われた不幸な出来事（事）の責めは彼らに負わせるべきではない。きわめて重大な責任はすべて、公共の利益を口実に彼らに不当な疑惑を抱かせた、また残念ながら犯罪的な無分別について容赦することのできない実力者たちにある。

ダントン派には、同じような免罪を受ける権利はない。この徒党の主要な特徴は、虚榮、陰謀、無遠慮、不誠実、金錢づくそして贈賄の寄せ集めだったからである。この徒党が自らの指導者と認めていた人びとは、この当時のフランス政府が共和国の基礎にしようとしていた習俗の清廉さとはまったく正反対の道德基準を公然と表明していた。革命前に王宮と特權階級とを特徴付けていた遊蕩をべったりと模倣する彼らは、かつてのお偉方たちの立場に立つためにそのお偉方たちと聞つた。そして彼らは宗教に反対もしたが、それは、偏見と迷信から人間を解放するためでも、専制支配からそのもつとも恐るべき協力者を取り除くためでもなくて、氣難しい審判者「神」という考えを厄介払いするためであり、彼らの低劣な感情の激流により心安らかに身を委ねるためであり、また人間の精神から正義や誠実や美德という考えを消し去るためであつた。ダントン派は、革命を、もつともずるがしこく、もつとも盜みのうまい者が勝ち続ける、運任せの勝負事と見做していた。彼らは、公平無私、美德、平等という言葉を聞くとさげすみの笑いを浮かべていたし、また公然と、旧体制の貴族たち（ゴロ）が享有していた富と権力のすべての特權が結局は革命家のものになるべきである、と主張していた。したがつて、自らの陣營を大きくした人びとの多くは、富を手に入れてわずかな権力を持ち続けるために、それ以來恐れることなく正反対の傾向を裝い、すべての専制支配に追従し、また、卑劣きまわる陰謀を行つたのではないだろうか。

これらの徒党の指導者たちによって危険な陰謀が企まれたのであり、「ロベスピエールらの」革命政府が彼らに対して、フランス共和国に敵対して同盟を結んだ外国の政府と一致協力した行動をとっている、と非難したのには重大な理由がなかったわけではない。

その指導者たちの隠れた関係がいかなるものであったにせよ、二つの徒党がいっさいを覆そうと躍起になったこと、また、テルミドール九日の悲劇的事件を歓迎し、この事件に力を貸したことに変わりはない。しかしながら、まったく異なった観点から、であった。すなわち、ダントン派が、彼らが嫌悪していた平等と彼らの動きを妨げていた共和主義的な厳しさから解き放たれることを望んでいたのに対して、エベール派は無分別にも、平等と共和政とがテルミドール九日の悲劇的事件によって救い出され、強化されることになる、と信じたのである。後者の思い違いは長くは続かなかった。少しずつ誤りに気づいた彼らはやがて、少し前には非難を浴びせていた行動とっていた人びとと合流したのであり、またやがて、胸がむかつくくらい長期にわたって存続することによって、専制支配支持派と融合する傾向を絶えず示した、あの墮落しきった徒党「ジロンド派」がすべての誠実な人びとを巻き込んでいった断罪を、共に受けることとなった。

〔*〕 エベール、ジャック・ルネ Jacques Rene Hebert (一七五七年一月一日アランソン) 九四年三月二十四日パリ)。一七八〇年にパリに出て、劇場(芝居小屋)の切符売りなどをしていたが、九〇年九月に『ペール・デュシェーヌ』紙を創刊、「くそつたれ foutre」「野郎 bougre」などという下品で野卑な言葉遣いが大いに受け、この種の新聞・パンフレットが流行するきっかけとなった。革命史家アルベル・ソプールは、「ペール・デュシェーヌ」紙はマラーの『人民の友』紙と同じくらい、そしておそらくはそれ以上に民衆に追随すると同時に民衆を導いた」とし、エベールを「サン・キュロットのよく響くこだま」と評した。

政治とのかかわりは遅かったが、九一年三月にコルドリエ・クラブに参加、次第に労働権や生存権の必要性を確信し、人民主権を擁護するようになった。九一年八月一〇日にはエベールが住んでいたボンヌヌーヴェル・セクションの代表としてパリ・コミューン〔市総評議会〕に派遣され、コミューン総代〔市長〕代理 *substitut du procureur* に選出された。九月虐殺(九二年)の際の態度やジャコバン・クラブへの参加(九三年一月)から頭角を現した。エベールは組織の指導者としてより、むしろ、パリ・コミューン、ジャコバン・クラブ、その他の民衆協会、そして公共の広場でコルドリエ・クラブの立場を宣伝する主要な弁士であった。コミューン総評議会ではセクション監視委員会を推進する活動を展開した。五月二

三日(五月三十一日、六月一、二日の蜂起の直前)にジロンド派が支配する二人委員会の命令で逮捕された。

九三年一〇月、『ペール・デュシェーヌ』紙が発行停止処分を受け、これ以降エペールの影響力は低下していく。国民公会は、九四年三月二三日夜、公安委員会のサン・ジュストの提案に基づいて、エペールおよびコルドリエ・クラブのメンバーを逮捕させた。その中には、ロベスピエールから「われわれの敵とともに、外国の諸列強の手先やスパイたちとともに人生を過ごしたのであって、かれらと同様、君は監視すべき裏切り者」と指弾され、公議員の資格も剥奪されていた通称アナカルシス・クローツ(プロイセン出身のジャン・バティスト・クローツ男爵)も含まれていた。二四日、エペールは他の一人とともに処刑された。エペール派裁判に際して、エペールを「外国の手先」の徒党の指導者に仕立てたのであるが、その証拠は存在しない。九三年夏のコルドリエ・クラブの役割を断罪するため、また民衆運動に対して打撃を与えるためのものであった。

こうして、バリのサン・キュロットは指導者不在となったのであり、テルミドール九日、ロベスピエールを左から支える部隊は烏合の衆と化していた。

〔*2〕 ダントン、ジョルジュ・ジャック Georges Jacques Danton (一七五九年一〇月二六日オーブ県(九四年四月五日パリでギロチンに)。一七八〇年にパリに出て、八七年には國務諮問会議付き弁護士職を家族・親戚からの借金で購入。八九年七月に、住んでいたコルドリエ・デイストリクトの衛兵隊に入隊。コルドリエ・クラブ、ジャコバン・クラブで雄弁をふるった。九一年七月、サン・ドマルスでの請願書の起草者のひとりと見做され、追及を逃れてイギリスに。九二年八月一日事件の仕掛け人のひとり。司法大臣に任命され、九月虐殺を放置。パリから国民公會議員に選出されて、司法大臣を辞す。九月二四日に「一体不可分」の共和国宣言のきっかけとなる演説。九三年四月から七月まで公安委員会のメンバーに。デュムリエの裏切り後、ジロンド派との関係は極度に悪化。エペール派の行過ぎた脱キリスト教化運動を抑える。しかし九四年三月三〇日、サン・ジュストの報告に基づいてドラクロワ、デムランらとともに逮捕され、革命裁判所に送られ、断頭台に。この時点で、ロベスピエールへの右からの反対派(ダントン派)も排除されたのである。

〔*3〕 一七九三年七月一日にマラーが殺された後、コルドリエ派の指導をめぐって、ジャック・ルーとエペールとの間で後継争いが生じた。

〔*4〕 一七九四年三月初め、殺物危機の中でエペール派の率いるコルドリエ・クラブは革命政府に対する新たな蜂起を準備す

るも、バリ・コミュニケーションの支持を得られず、三月一三日の夜、エペール、ロンサンらが逮捕され、二四日に処刑された。(20) 自らの任務の中で自分たちの名声を傷つけた汚職によって有名であった国民公会議員の一部が、この嘆かわしい一日の主要な仕掛け人であったように思われる。陰謀家たちに対する処罰に、そして政府の厳しい道德原理に恐れおののいていた彼らは、難なく仲間を不安に陥れたのであり、また、彼らの騒がしい叫び声を通じて平等の敵たちの信頼と大胆さとを再びかきたてた。

私利、嫉妬、虚栄、貴族支配、そして報復という数限りないさまざまな動機が、その日共和政に降りかかった動乱を激烈なものとした。告発の愚かしさ、告発者たちの矛盾、そして、共和主義者ロベスピエールの弁護に取り掛かった人すべてを断罪した際の執拗さから、それらの動機が確認される。

ロベスピエールに対する断罪者たちの隠された意図は、専制支配への漠然とした非難を装っていた。しかし、財宝をもたず、兵士をもたず、専制支配への反対者以外に仲間をもたない専制者、つまり大衆の気まぐれを手助けすることによって大衆におもねるところか、大衆のご機嫌を損ねる危険を冒してまで、他の人びとが大衆に対して提示した魅惑的な計画から大衆を敢えてそらせた専制者なるものは、観念的存在なのではないであろうか。しかし彼は世論の専制者である、とも言われた……。おやおや、今度ばかりは、その裁判に判決が下った……。ロベスピエールの専制支配はしたがって、彼の賢明な助言の力と彼の美德の影響力以外の何ものでもない……。彼は、悪人どもにとつての専制者だったのである。

彼の死後、お互いに傷つけあい、われわれを破滅させることしかできなかった連中は、どのように彼の専制支配を立証したのであるか。ダントンの命を奪ったとして彼を非難していた者がいる一方で、ダントンを救おうと望んだと非難していた者もいる。直前にはなおも、彼をフランスのカトー「大カトー。古代ローマの政治家で腐敗政治家を非難」と呼んでいた。あるいは野蠻な人民を文明化したオルフェウス（ギリシア神話の詩人）に譬えたりしていた人びとが、彼に対する起訴状を作成した。一方には、何名かの派遣議員が犯した過ちの責任を彼に負わせたものがあり、他方では彼らに対して彼が行おうとした告訴について不平をこぼす者もいた。彼は百万長者である、と述べる者もいたが、しかしフランスは今なお彼を清廉潔白の士 *Incorruptible* と呼んでいる。それに、よく知られているように、彼のものと評価された遺産すべてを売却しても現金で四六〇リールを超えなかった。彼には知識と判断力がないと言った者もいたが、同時に、一五ヶ月間にわたって彼の支配に服していたと主張した。一方で彼を残酷と呼んだ者もあるが、他方でジロンド派に属する七三名の囚人の命を

引き延ばしたとして、彼を非難する者もいた。今もなお彼の激しい野望を話題にする者がいる。しかし彼らは、彼の大胆きわまる助言がなかったなら、大半のセクシオンと砲兵を率いていたパリの行政官たちは彼らが当然受けるべき懲罰を彼らに与えたであろうということを、彼らの作り話によって騙されている世界の人びとに向かって語ってはいない。教師に反対して寄り集まった小学校生徒徒にも似て、彼らは死の床にある彼を侮辱し、そして出血している彼の傷口がポケット・ナイフで突かれ、さらにひどくなるのを許したのである。

王権回復の陰謀を企てるか、あるいは王座につくことを熱望する野心家として彼を描きたすことによって、古代ローマのきわめて狂暴な貴族をお手本に、人民の擁護者たちに対して人民を武装させたあの委員会（公安委員会と保安委員会）の精神錯乱に匹敵し、また、テルミドール一〇日に公会において、フォブール・（サン）アントワーヌ街の善良で愚直な住民を欺いた嘘のおかげで公会は勝利した、と明言したあの委員会の精神錯乱に匹敵するものはひとつとしてない。公安・保安両委員会の報告者は次のように述べた。「おそらく諸君は信じませんが、反革命的な会議が開かれていた区庁舎の事務机の上に、百合の花（ブルボン王家の紋章）しか刻印されていない新しい印璽があった。そしてすでにその夜のうちに、二人の間がタンブル監獄に赴き、住人に……を求めた。私はここで、世論のありようをよく示す特徴について述べておかねばならない。密使たちがフォブール・（サン）アントワーヌ街で世論をゆがめようと望んだが、人民の代表がコミュニケーション（パリ市総評議会）で見つかった王政主義の兆候のことを話すやいなや、共和主義的な諸セクシオンは憤慨の叫びを声に出すばかりであった」と。

ロベスピエールは彼に対する告発者をやりこめようと望んだが、彼は発言を封じられた。サン・ジュストは、最初の二言三言を発しただけで投獄されたのであって、演説することはできなかった。クートンは不当な行為に反対しようとしたがゆえに、逮捕された。ルバは、不公平きわまるデクレの卑劣さを共有したくない旨表明したことだけを理由に断罪された。ロベスピエールの弟は兄を弁護しようとしたが、同じく逮捕令を適用され、翌日二人とも殉死した。そしてロベスピエールに「君と一緒なら私は毒人参（セリ科の毒草。ソクラテスがあおった毒）の毒を飲む」と話したことのあるダヴィッドは、長期にわたる投獄に服したのであり、命を永らえたのはただただ彼が絵画家としてのむなしい名声を博していたおかげである。

より手早く彼らの命を奪うために、コミュニケーション（パリ市総評議会）の感じた不安および総評議会の最後の討議への彼らの

出席が口実とされた。しかし、彼らの監獄の扉を開くことによって、彼らに対して異を仕掛けた人びとがいた、と思われているだけではない。彼らの考えとその連中の考え、彼らが行っていたこととその連中が行ったこと、そして彼らの死に先立つ時期がわれわれに約束していた幸福と彼らの死に続いたたくさんの災禍、これらのことは、蜂起がかつてないほど神聖であつたこと、また抵抗がかつてないほど緊急に要請されていたことを証明してもいるのである。

〔*〕 プロンテールによる英訳版の注では、タリヤン、フレロン、ブルドン、フーシェ、ロヴェールらの名前が挙げられている。

タリヤン、ジャン・ランベール Jean Lambert Tallien (一七六七年一月パリ〜一八二〇年一月パリ)。九二年八月一日の蜂起コミューンに参加、九月虐殺にも関わつたとの嫌疑をかけられた。セヌエエ オワーズ県から国民公会議員に選出され、山岳派に近い立場にあつた。九三年一月に保安委員会のメンバーとなり、五月三十一日のジロンド派追放に貢献。八月末に南西部フランスに派遣され、とくにポルドーで反革命容疑者を多数逮捕し、市長をキロチンにかけるなど恐怖政治を断行した。しかし、フォントウネイ元伯爵の元夫人で、元貴族や金融家などを庇護していたテレジア・カバリユス Therésia Cabrius (スベイン生まれ) を愛人としていたことが問題となつた。九四年三月にパリに戻ると、愛人は五月に公安委員会の命令によって逮捕された。自らも脅威を感じたタリヤンは、以後ロベスピエールの敵となり、テルミドール九日には直接ロベスピエールを短刀で刺しかねなかつた。直後に公安委員課のメンバーとなり、テレジアを釈放させ、一二月に正式に婚姻したが、あらゆる党派から不信感を抱かれる原因となつた。

フレロン、ルイ・マリー・スタニスラス Louis Marie Stanislas Freron (一七五四年八月パリ〜一八〇二年七月ハイチ島)。トゥーロン奪回の際に、またマルセイユでも激しい恐怖政治を断行。九三年一月にエペールはフレロンを批判し、翌九四年一月にバラスとともに八〇万リーヴルを横領したとして告発された。タリヤンらに与してロベスピエールを攻撃。ブルドン、レオナルド Léonard Bourdon (一七五四年一月アランソン〜一八〇七年五月プロイセンのプレスラウ)。九二年八月二〇日の蜂起コミューンに際しては、グラウイリエ・セクシヨンの代表として市庁舎に。国王逮捕とタンブル塔への移送を要求する文書に署名した。数日後、オルレアン高等法廷に告発された五三人を監視し、パリへの移送を担当したが、九月九日、移送の途中彼らはヴェルサイユで殺害された。ブルドンはそれを放置し、犠牲者の金銀財宝を私物化した。国民公会議員に選出され、ジュラ県、コート・ドール県に派遣される。恐怖政治期には脱キリスト教化運動に参加し、エペール

派にも接近した。テルミドール九日にはグラヴィリエ・セクシオンとともに反ロベスピエールの側に立った。

フーシェ、ジョゼフ・Joseph Fouché (一七五九年五月ロワール・アトランティック県ル・ベルラン) 一八二〇年一二月トリエステ)。オラトリオ会コレージュで学び、後に同会のいくつかのコレージュで教鞭をとった。九二年九月、国民公会議員に当選して直後、共和政への忠誠の証として結婚。公教育委員会に所属。九三年三月、西部フランスのマイエンヌ、イーブル・エ・ヴィレーヌ、ロワール・アンフェリウール県で兵士徴募の任に当たる。六月には中部のニエール県などに派遣され、とくにヌヴェールで脱キリスト教化運動を激しく推進した。一月にはリヨンで恐怖政治を展開した。九四年四月にパリに戻ってきたフーシェは、ロベスピエールと対立することとなる。公安委員会の会合を通報することによって、ロベスピエール打倒のテルミドール九日に貢献した。

ロヴェール、スタニスラス・ジョゼフ・フランソワ・クザヴィエ (通称ロヴェール・ド・フォンヴィエール) Joseph Stanislas François Xavier Rovere (Rovere de Fontvieille) (一七四八年七月ヴァナスク伯爵領) 九八年九月南米ギアナのカイエヌヌ)。九二年七月にヴォクリューズから立法議会に、また国民公会に。山岳派に所属、二度にわたって保安委員会のメンバー。九三年二月にリヨンに派遣されるが、秩序を回復できず、パリに戻り、五月三二日事件に関わったとされる。同年六月に南フランスに派遣されて、マルセイユにおける叛乱の鎮圧と分割で誕生したヴォクリューズ県の組織化を任された。その際ロヴェールは、元貴族や元連邦主義者に対して国有財産への投機を見逃すのと引き換えに安価で土地を手に入れた。ロヴェールに対する告発が数多くなされたが、テルミドール九日によって救われることとなった。総裁政府の下で元老院議員となっていたが、共和暦第五年フリユクチドール一八日 (九七年九月四日) のクーデタの後、カイエンヌに流刑。

〔*2〕 同じくプロンテールによる英訳版の注では、ダントン (一七九四年四月五日ギロチンに。本章原注 (19) への補注 (※2) 参照)、ラクロワ、シャポーらの名前が挙げられている。

ラクロワ (ドラククロワとも)、ジャン・フランソワ・Jean-François Lacroix (ou Delacroix) (一七五三年四月ウール県) 九四年四月五日パリ)。法学を学び弁護士に、検事などを務めた後、立法議会および国民公会議員に。ダントンの友人として、九三年四月七日に公安委員会のメンバーとなり、ジロンド派の衰退に貢献した。しかしその後ロベスピエールからベルギーでの横領事件、デムーリエ (本章訳注 (28) 参照) との結託などを非難され、七月一日には公安委員を解任された。九四年三月三二日、国民公会でのサン・ジュストによるダントン派非難を受けて逮捕され、ダントンとともに処刑。

シャポー、フランソワ François Chabot (一七五六年一〇月アヴェロン県、九四年四月五日パリ)。元カプチン会修道士、早期に聖職者民事基本法に宣誓。立法議會、国民公會議員。九三年一月に保安委員會のメンバーに選出されるが、九月には再選されず。二〇万リーヴルの婚資つきのオーストリア女性と結婚するも、その兄弟はスパイとの嫌疑がかけられており、また、両インド会社の清算に際して投機を行うなど、金銭面での問題を抱えていた。九四年一月に逮捕され、四月にダントン、デムーラン、エロー・ド・セシェルとともに処刑された。

〔*3〕 革命期の脱キリスト教化運動の中で、グレゴリウス暦に替えて革命暦が採用され、聖職者に対して共和国への忠誠の証としての宣誓が求められるなどしたが、地名についてもキリスト教と関連する「サン(聖)」が省かれた。

〔*4〕 このとき、タンブル監獄に収容されていた王族は、ルイ十六世の幼子で、王太子ルイ・シャルル・ド・ノルマンディーと王女マリー・テレーズとであった。

〔*5〕 クートン、ジョルジュ・オーギュスト Georges Auguste Couthon (一七五五ビュイードーム県、一七九四年七月二八日パリでギロチンに)。弁護士。九一年にクレルモン＝フェランの裁判所長になり、立法議會議員に選出され、次いで国民公會議員に。公安委員會のメンバー。ロベスピエールの右腕(ミシュレは「第二のロベスピエール」と呼んだ)となり、テルミドール一〇日に逮捕された。

〔*6〕 ルバ、フィリップ・フランソワ・ジョゼフ Philippe François Joseph Le Bas (一七六四年一月パドールカレール県、レヴァン、九四年七月二七日)。テルミドール九日にパリ市庁舎でピストル自殺。サン＝ジュストとの関係が深かった。九二年に国民公會議員に、国王処刑に賛成、マラー告発に反対。フランス東北部の軍隊の規律立て直しに尽力。九四年六月には *École de mars* の理事に就任していた。

〔*7〕 ロベスピエール、オーギュスタン・ボン・ジョゼフ Augustin Bon Joseph Robespierre (一七六三年一月アラス、九四年七月二八日パリ)。兄と同じくパリのルイ・ル・グラン校に通い、弁護士となる。国民公會議員。テルミドール九日に兄とともに逮捕され、パリ市庁舎でのコミュニケーション総評議會に出席。憲兵隊の到着直前に窓から身を投じたが死に切れず、意識不明のまま断頭台上に上らされた。

〔*8〕 ダヴィッド、ジャック・ルイ Jacques Louis David (一七四八年八月パリ、一八二五年二月ブリュッセル)。革命勃発前にすでに人気の画家。貴族のサロンにも出入りしていたが、八九年に「球戯場の誓い」を描き、愛国派の芸術家たちの

指導的地位に就く。さまざまな祭典の企画・立案を任された。保安委員会のメンバーにも。テルミドル九日後に姿を隠し、国民公会に再登場してからはロベスピエール非難を展開。その後画業に専念し、ボナパルトの「戴冠式」なども描いた。ルイ十八世からは赦されず、亡命先で没。

訳注

(1) 一七九二年八月一日。この日、パリの蜂起コミューンがチュイルリー宮を占拠し、立法議会は王権停止を宣言した。いわゆる「八月一日の革命」である。

九一年六月のヴァレンヌ逃亡事件(本章訳注(10)を参照)以来、「フランス人の王」たるルイ十六世に対する国民の見方は次第に冷めていった。九二年四月二〇日にジロンド派の望んだ対オーストリア宣戦布告がなされたが、緒戦以来の戦況不利の状況の中で、六月、国王は立法議会が採択したデクレ(立法府が行ない、法律としての効力を有する決定)を裁可せず、拒否権を行使していた(本章訳注(8)を参照)。議会に支持されたパリ市民と宮廷との間の溝が深まっていった。六月二〇日には、フォブール・サン・タントワヌおよびフォブール・サン・マルセルのサン・キュロットが議会に圧力をかけ、チュイルリー宮に侵入して、拒否権の撤回を要求した。その後戦況はますます悪化し、七月一日には「祖国は危機に瀕す」の非常事態宣言が布告された(前掲、河野健二編『資料 フランス革命』所収、石井三記訳『資料一八 布告 祖国は危機にあり』、一九三ページを参照)。七月一日にはバステイユ占拠三周年の全国連盟祭が行なわれた。ロベスピエールの起草した王権停止の請願書が議会に提出された。

七月二五日にオーストリア・プロイセン連合軍指揮官のブラウンシュヴァイク公が発した宣言(前掲、河野編『資料 フランス革命』所収、田中正人訳『資料一九 ブラウンシュヴァイク宣言』、一九三―一九七ページを参照)がパリに伝わり、連合軍の意図が反革命と王政復活にあることが知られた。共和派、セクション(地区。新市制のパリに六〇のディストリクトに代えて、カルティエに相当するセクションが四八設けられた)、連盟兵は祖国愛に燃え立ち、八月三日には、四七のセクションが議会に対して国王の廢位を布告するよう求めた。六日には、九日深夜に予定された蜂起の準備が公然と進行していた。

九日深夜、フォブール・サン・タントワヌ街とコルドリエ・クラブで警鐘が打ち鳴らされ、パリの各セクションからそ

れぞれ三名の代表が市庁舎に派遣された。一〇日午前三時頃に蜂起コミュニョンの中核が形成され、まもなく正規の市当局に取って代わった。チュイルリー宮にいた国王一家は、当時調馬場に置かれていた議会に避難。地方からの連盟兵とフォール・サン＝マルセル街の部隊がチュイルリー宮に入ろうとし、国王からの武器を置くようにとの指示が届かないままの警備のスイス人連隊兵士などが発砲した。午前一〇時頃からの銃撃戦の結果、スイス人兵士など約一〇〇〇名の死者が出た。蜂起側の死者は四〇〇名以上であったが、そのうちフォール・サン＝タントワーヌ街の市民が約四分の一を占めていた。立法議会は王権の一時停止と国民公会の招集を宣言し、国王一家はタンブル塔内に監禁された。ここから八九九年のフランス革命は新たな局面に入ることとなった。

〔*1〕 蜂起コミュニョン *commune insurrectionnelle*。パリの四八のセクシオンから各三人の代表が市庁舎に送られて、蜂起コミュニョンが形成され、それまでの正規の市当局に取って代わり、八月一〇日直後に立法議会で承認された。コミュニョン総評議会の員数は二八八人に倍増され、セクシヨンの活動家以外にロベスピエール、タリヤンなども評議員となった。九一年一月からの市長ベティオンは一月の再選を辞退し、後任にはシャンボン、パッシユが相次いで就いた。シヨームットが代理となり、エペールらとともにコミュニョン評議會を指導することとなる。以後、九月虐殺、九三年五月三一日および六月二日のジロンド派追放、さらに恐怖政治の推進に大きな影響を与えた。しかし九三年秋の脱キリスト教化運動、とくにシヨームットとエペールによる友宗教的行列はロベスピエールの気に入らず、エペール派の肅清にいたる。それは、ロベスピエール率いる革命政府と民衆とのつながりが切断されていく過程でもあった。

〔*2〕 サン＝キュロット *sans-culottes*。本来の意味は、貴族が乗馬の際などに着用するキュロット（半パンツ）を穿かない人びと。下層民 *canaille* に代わる言葉として九一年三月頃から用いられ始め、九二年から広く流通した。対極に貴族（ないし特権階級）*aristocrates* なる言葉があることから、サン＝キュロットは民衆 *peuple* とほぼ同義である。社会的には、貧乏人でも貧窮者でもない。その典型は、職人、半人前の職人、小親方であり、パリの、とりわけフォールの、中でもフォール・サン＝タントワーヌおよびフォール・サン＝マルセルの住民であって、セクシオン、クラブで活動した、というステロタイプを提出することができる。

〔*3〕 コルドリエ・クラブ *club des Cordeliers*。当初は「人権クラブ」の名でコルドリエ修道院（現在のエコール＝ド＝メドシーヌ広場にあった）において会合をもっていた。九〇年四月に、ジャコバン・クラブより左に位置して開設されたコル

ドリエ・クラブは、ダントンとマラーを指導者としていた。九一年七月のジャン・ド・マルス事件にも関与。セクシヨンに對して、また部分的にコミューン総評議会にも影響力を行使しており、すべての蜂起に不可欠の存在であった。基本的に民衆主体のクラブであるが、指導層は富裕なブルジョワ出身者であった。マラーが暗殺されてからは、エペールとヴァンサンが支配することとなり、山岳派権力を批判し、いっそうの恐怖政治とかつてアンラジエ *anarchie* が主張していた社会的政策とを要求するようになった。九四年三月、ロベスピエールは体制転覆の容疑でクラブの指導者を逮捕し、処刑した。これもまた、山岳派独裁のいっそうの孤立を招くこととなった。

[2] ルソー、ジャン・ジャック *Jean-Jacques Rousseau* (一七二二年ジュネーヴ〜七八年エルムノンヴィル)。省略。

[3] マブリ、ガブリエル・ボノ・ド *Gabriel Bonnot de Mably* (一七〇九年グルノーブル〜八五年パリ)。百科全書派の哲学者コンディヤック (エティエンヌ・ボノ・ド *Etienne Bonnot de Condillac* (一七一四〜八四年)) の兄。イエズス会とサン・シュルピス神学校で学び、副助祭になるが、聖職から離れ、チュルゴの下で外交交渉にも従事した。『条約に基づくヨーロッパ公法』(一七四八年)、『フランス史に関する考察』(六五年)などの著書がある。六八年の『政治社会の自然的・本質的秩序に関して経済哲学に提出された疑念』の中で重農主義を批判した。七六年の『立法論、または法の原理』においてマブリは、「平等はすべての善を生みだすはずです。人びとを結びつけ、その心を高め、好意と友情という相互的な感情を教えこむものですから。私はそこから、不平等がすべての悪を生みだすのだと結論します。それは人びとを墮落させ、卑しめ、相互の間に分裂と憎悪の種を播くからです」と書き、『経済哲学者らに提示する疑念』(一七六八年)では、「財貨の共同体をうちたてなさい。そうすれば、身分の平等をうちたて、その二つの土台の上に人びとの幸福を築くのも易々たるものです」と述べていた。本章原注(5)をも参照。マブリについては、リシュタンベルジュ、野沢訳、前掲書、第八章を参照。

[4] モア、トマス *Thomas More* (一四七八年ロンドン〜一五三五年ロンドン)。イギリスの政治家・人文主義者。『ユートピア』(一五二六年)の中で、私的所有と君主政を批判し、ユートピア *Utopia* (ギリシア語の否定辞 *ou* と場所 *topos* からのモアの造語で、「どこにもない場所」の意)なる島での理想的な共産主義社会を描いた。

[5] エゴイズム *egoïsme* (利己主義)。この言葉は『アカデミー・フランセーズ辞典』一七六二年版にはじめて収録された。それまでは自己愛 *amour-propre* が普通に用いられていた。ロベスピエールは一七九四年五月七日に行った国民公会における報告の中で、「エゴイズムには二種類ある。ひとつは卑しく残酷で、人間を同胞から孤立させ、他者の悲惨と引きかえに

独占的に安楽を得ようとする。もうひとつは寛大かつ親切であって、われわれの幸福と全員の幸福とを混ぜあわせ、われわれの栄光と祖国の栄光とを結びつけてくれる。前者は抑圧者と庄制者をつくりだし、後者は人類の保護者をつくりだす」と述べた（前掲、河野編『資料 フランス革命』所収、富永茂樹訳「資料七五 最高存在の祭典 1 最高存在の崇拜について」、五〇二ページ）。もちろんブオナローティは、前者の意味でこのエゴイズムという用語を使っている。

〔6〕 能動市民 *citoyen actif* と受動市民 *citoyen passif*。直接民主制ではなくて、間接民主制を採用する（しかない）場合の代表制のあり方について、一七八九年一〇月二日の法令は間接（二段階）選挙制と制限選挙制とを採用した。選挙資格は男性に限られ、さらに財産資格として納税額が基準とされ、三日分の労賃に相当する額の直接税を納めた者が能動市民となり、それ以下の者は受動市民とされた。能動市民が第一次会で選出するのは選挙人 *electeur* であって、この選挙人になりうる被選挙資格はさらに厳しく、一〇日分の労賃以上の納税を求められた。また議員となるには一マール銀貨 *un marc* *target*（五リーヴルに相当）以上の直接税を納めていなければならなかった。

九一年憲法では、能動市民および選挙人になるための資格はほぼ同じ（ただし選挙人となるための財産資格には変更あり）であるが、能動市民であれば誰でも議員に選任されうることとなった（前掲、河野編『資料 フランス革命』所収、石井三記訳「資料一五 一七九一年憲法（抄訳）」第三編第三章第二節「第一次集会・選挙人の選任」および第三節「選挙人集会・代表者の選任」、一五七〜一五九ページを参照）。その結果、フランスの当時の人口約二五〇〇〜二七〇〇万名のうち、能動市民は約四三〇万人、選挙人の数は五〜六万人程度であったと推定されている。

この資格は、国民衛兵隊への入隊資格とも連動していたのであり、九一年七月までは、能動市民に限定されていた国民衛兵隊に富裕層以外の庶民も加わりうるようになった。

〔7〕 ロベスピエールは、一七八九年八月のいわゆる「人権宣言」の文言を忠実に解釈しつつ、同年一〇月の法令および憲法制定会議での選挙権制限の議論に反対して、議会で発言を求めたが、認められなかった。河野編、前掲書、樋口謹一訳「資料 一一 ロベスピエール 選挙権制限に反対（一七九一年四月）」、一三四〜一三八ページを参照。

〔8〕 拒否権 *vetos*。革命勃発から間もない一七八九年九月一日、憲法制定議会は国王に停止的拒否権を認めた。この拒否権に関しては、議院内、起草委員会内で厄介な議論があった（詳しくは、フランソワ・フェレ／モナ・オズーフ編、河野健二・阪上孝・富永茂樹監訳『フランス革命事典 四 制度』第四巻、一九九九年、みすず書房、一五七〜一八三ページの「憲法」

の項を参照)。議会で採択され、国王も裁可した九一年憲法でも停止的拒否権が認められた。第三編「公共の諸権力について」第三章「立法権の行使について」第三節「国王の裁可について」第一条は、「立法院の法令は国王に提出されるが、国王は法令への同意 *consentement* を拒否 *refuser* しうる」「国王がその同意を拒否する場合、この拒否は停止的なものではない。／その法令を提出した立法議会に続いて二立法議会が同一の法令を同一の文言で繰り返し提出した時は、国王は裁可 *sanction* を与えたものとみなされる」と規定した。

この停止的拒否権を、国王は九二年六月、立法議会の二つの法令（五月二七日の宣誓拒否権の追放に関する法令と、同月二九日の近衛兵解散に関する法令）に対して行使していた（本章訳注〔1〕をも参照）。

〔9〕 戒厳令 *loi martialle*。革命初期の騒擾から治安を維持するため、憲法制定議会は一七八九年一月二二日に、市町村 *municipalite* が戒厳令をしく手順を布告した。パリ市長バイイは一七九一年七月一日、シャン・ドゥマルスでの大集会に対して戒厳令を適用、本章訳注〔11〕の虐殺を引き起こした。この事件は愛国派に大きな衝撃を与え、九三年六月二三日に廃止されていた。

〔10〕 ヴァレンヌ *Varennes* 逃亡事件。お膳立てをしたのはスウェーデン人大佐でマリー・アントワネットの愛人とされたフェルセン伯である。一七九一年六月二一日の真夜中に、国王一家がチュイルリー宮を脱け出し、オーストリアに向かうべく、パリ東方モンメデイを目差して馬車を走らせた（河野編、前掲書、田中正人訳「資料一二」パリ逃亡のさいの国王の宣言「一三八〜一四三ページを参照）。しかし、翌二二日に途中のヴァレンヌで捕えられ、二五日にはパリに押送されていた。

この二五日、国民公会は王権の停止を宣言した。これ以降、「フランス人の王」としての国王に対する信頼感は大きく崩れることとなった。九一年憲法制定過程にあった議会では、バルナーヴをはじめ、立憲君主制の枠内での調整を図っていた党派は困惑した。逆に共和政支持派は王政廃止まで要求するようになり、これがジャコバン・クラブの分裂（九一年七月一六日）を招くことにもなった。他方、ヨーロッパの君主たちの不安も高まり、八月末には「ブラウンシュヴァイク宣言」（同上書所収、田中訳「資料一九」ブラウンシュヴァイク宣言」、一九三〜一九七ページ）が発せられる。

〔11〕 シャン・ドゥマルスの虐殺。一七九二年七月一日。国王譲位の要求（河野編、前掲書、岡本明訳「資料一三」シャン・ドゥマルスの請願（一七九一年七月一六〜一七）」「一四三〜一四六ページを参照）を掲げて集まったデモ隊に対して、ラファイエット率いる国民衛兵隊が発砲、約五〇名の死者を出した。

〔12〕 国王ルイ十六世、廷臣たちおよび王党派は、戦争がフランスの敗北に帰し、勝利するオーストリア軍による自分たちの救出とその後の旧体制復活に期待をかけて、宣戦布告提案を受け入れた。立憲君主政派は二分されていたが、そのうち、ラファイエット、デムーリエらは短期間の戦争によって立憲君主政が強められることを期待した。他方、共和派も二分されていたのであり、ジロンド派は、革命の防衛および世界の自由化を目標とする戦争を正当化した。しかし、ロベスピエールは反戦の立場を九一年二月一八日にジャコバン・クラブで表明していたが、後の山岳派の受け入れるところとはならなかった。河野編、前掲『資料 フランス革命』所収、堀井敏夫訳「一七 戦争について」一七七―一九二ページを参照。

〔13〕 シャトールヴィユー・スイス人兵士事件。パリ東方、ロレーヌ地方のナンシーでの暴動。旧体制下でスイスのカントン(州)との契約によってスイス人兵士が国王に仕えていたのであり、一八世紀末、一二の連隊を構成していた。そのひとつが、ナンシーに配属されていたジュネーヴ出身者一四〇〇名による第七六リュラン・シャトールヴィユー・Julien-Châteauvieux 連隊であった。国民議会はラファイエットの提案に基づいて、隊内に作られた愛国派系のクラブの閉鎖を命じた。一七九〇年八月上旬に遅配の給料の支払いを求めたところ、ナンシー総督は戒厳令を敷くことまで考えた。一部の兵士が叛乱し、二名が公衆の面前で鞭打ちの処罰を受けた。ナンシーの住民が駆けつけ、兵士を解放した。将校たちが兵士によって外出禁止にされる事態も生じた。議会は「叛軍」として首謀者の処刑を決めた。ナンシーを含む管区司令官の將軍ブイエ侯は、五千名の軍勢をもって鎮庄に向かったが、ナンシーの国民衛兵隊の支援を受けたスイス人兵士が抵抗し、三〇〇名の死者を出した。軍法会議によって、四一名が三〇年間のガレー船漕役の判決を受け、ブレストに送られた。立法議会は九二年三月に釈放を命ずる決定を下し、また、ジャコバン派の要求で四月一五日にパリでシャトールヴィユー・スイス人兵士帰還を祝う「自由の祭典」を行なうこととなった。その際、スイス人兵士は、後にサン・キュロットの象徴となる赤いフリギア帽をかぶってパリの街を行進した。

〔*〕 ブイエ侯、フランソワ・クロード・アムール・*François Claude Amour, marquis de Bouille* (一七三九年一月オート・ロワール県―一八〇〇年一月ロンドン)。一四歳で軍務に就き、七年戦争(一七五六―六三年)、アメリカ独立戦争(一七七五―八三年)にも参加。革命初期、アルサス、ロレーヌ、フランシュ・コンテ地方の司令官。ナンシー事件鎮庄によって宮廷からは頼りになる人物と評価された。ヴァレンヌ逃亡事件の準備を任せられ、国王一家の逃亡当日、道筋に指揮下の騎兵連隊を梯形に配置した。この計画が挫折した後、ブイエはフランスを離れ、ヨーク公(一七六三―一八二七年、イギ

リス国王ジョージ三世の子でイギリス陸軍の將軍)の下でフランスと戦った。

- [14] 一七九二年八月、王室費管理官の自宅で、ルイ十六世が敵国と通じていたことを示す文書が発見された。また同年一月二〇日には、ルイ十六世がチュイルリー宮内に設けた秘密の戸棚が発見されたが、時の内相であったジロンド派のロランは、その中にあった書類のうち国王のものを目録化しただけで、ジロンド派の仲間に関わるものは湮滅したのではないかと、との疑いをかけられた。

- [15] ナルボンヌ伯、ルイ・ド・Louis, comte de Narbonne-Lara (一七五五年八月バルマール一八一三年一月)。ストラスブール砲術学校出、九〇年にドゥル県の国民衛兵隊の司令官。九一年一月に陸軍大臣になり、北部および東部フランス防衛のため三軍団創設に努力。しかし九二年八月一〇日以後、ロンドンに亡命。ブリュメール一八日の後パリに戻った。ナポレオン一世によってオーストリアのトルガウの総督に任ぜられ、当地で病死。

- [16] 一七九三年四月二日、ジロンド派のガデ(本章訳注〔20〕を参照)はマラーの逮捕を要求し、公会は賛成二二六、反対九二で告発命令を可決した。多くの議員が地方に派遣されている時期のことであった。マラーは潜行後に自首、しかし、革命裁判所はマラーを釈放した。他方、バレールは公安委員会の名において二人の議員からなる委員会の設置を提案し、五月一八日に特別二人委員会が創設された。パリ民衆とパリ・コミュニティの動きを抑え、公会とジロンド派の主導権を維持することが目的であった。

- [*1] バレール、ベルトラン(ド・ヴィユサク) Bertrand Barère (de Vieuzac) (一七五五年九月一〇日タルブール一八四一年一月二三日タルブ)。トゥールーズで法律の勉強、七五年にトゥールーズ高等法院次席検察官、翌年にはピゴールの参事官三部会(第三身分)議員に選出。九二年には国民公会議員。ルイ十六世裁判の裁判長を務めた。山岳派に属し、マラーを攻撃。九三年四月に公安委員会メンバーとなり、七月に再選。テルミドール九日には反ロベスピエール派に回ったが、時すでに遅く、テルミドール派はバレールを逮捕、マダガスカルへの流刑判決を受けた。しかし途中で脱走し、ボナバルトによるブリュメール一八日までポルドー近くに潜伏、王政復古によってベルギーに。一八三〇年七月革命の後、フランスに戻り、オート＝ピレネー県の県議会議員に。

- [*2] 特別二人委員会 *commission extraordinaire des douze*。一七九三年五月一八日設置、同年五月三一日解散。五月半ば、ジロンド派の危機の中でそれまでの公安委員会を改組・拡大して設置された。二人のうち、ジロンド派以外はただひ

とりであった。設置直後から委員会は、バリの四八のセクシオンに活動報告を求め、バリ・コミューンの総代(市長)代理であるシューメット、バリ市長のバツシュラを尋問した結果、市庁舎においてジロンド派議員殺害の陰謀が企てられている、として公会に告発した。次いでエベール、ヴァルレに攻撃の矛先が向けられ、兩名とも逮捕された。しかし同月末、逆にバリ・コミューンの蜂起委員会は国民衛兵隊とともに国民公会を包囲し、ジロンド派議員の逮捕を勝ち取った。二人委員会も解散され、その権限は公安委員会に移された。

[17] 例えば、一七九三年三月一八日に国民公会は「農地分割法 *loi agraire* もしくは……財産所有制の転覆を企てる者」を死刑に処することを決議した。農地分割法については、次号掲載予定の第二章訳注〔58〕を参照。

[18] 立法議会は一七九二年九月二〇～二五日の法令によって、相互の合意による離婚、そして一方からの性格の不一致の申し立てによる離婚を承認した。河野編、前掲書、三五九～三六二ページ参照。

[19] ヴェルニョー、ピエール・ヴィクチュルニアン *Pierre Victurien Vergniaud* (一七五三年五月リモージュ～九三年一月パリ)。弁護士。ジロンド県選出の立法議會議員。ブリッソーときわめて近い立場、ヴァンドーム広場近くに居を構え、そこでブリッソーも交えて、ジロンド県選出議員と会合をもった。ジロンド派 *brindins* の呼称はここに由来する。九二年七月三日には議会で国王に対する最初の公然たる攻撃演説をおこなった。しかしその一方で国王と接触し、立憲君主制の枠組みを維持する方途を模索していた。国民公会議員に再選され、九月二一日の共和政宣言に積極的に関与、しかしバリ・コミューンに反対した。革命裁判所の設置には反対したが、公安委員会設置には賛成し、九三年三月二六日にはその委員に選出された。国民公会改選を主張したジロンド派とは距離を置いたが、二人委員会の設置に努め、エベール、ヴァルレ断罪に賛成するなどしたために、ジロンド派と見做され続けた。九三年六月二日のジロンド派議員断罪の場には不在、逃亡も可能であったが、また毒薬をおおって自殺も可能であったが、七月に逮捕され、ギロチンにかけられた。

[20] ガデ、マルグリット・エリー *Marguerite Elie Guadet* (一七五五年七月ジロンド県サン・テミリオン～九四年六月ポルドー)。ヴェルニョーらとポルドー憲法友の協会を設立。九一年九月にジロンド県から立法議會議員に当選、バリのジャコバン・クラブに入会。九二年五月にはマラー逮捕を要求、またバリの民衆に対する非難を開始し、ヴェルニョーらとともにルイ十六世とひそかに連絡をとるようになる。九月三〇日には八月一〇日のコミューン解散の法令を採択させた。

公會議員に再選され、ジロンド派に所属、山岳派と激しく闘う。マラー断罪に賛成。バリに対する闘争ゆえに、ガデは議

会をヴェルサイユに移すことなどを提案した。九三年六月、逮捕令が出されると、パリを脱してノルマンディー地方に赴き、連邦主義的な叛乱に参加、これが失敗するとサン＝テミリアンに戻ってかくまわれていたが、九四年六月に逮捕されてギロチンに。

- [21] ラボー・サン＝テイエヌヌ、ジャン・ポール Jean-Paul Rabaut Saint-Etienne (一七四三年一月ニーム) 九三年一月二月パリ)。プロテスタントの牧師。ニームから三部会議員(第三身分部会)に当選。憲法制定国民議会では信仰の自由を力説。憲法起草委員会では君主政に固執し、国王の停止的拒否権に賛成。九〇年三月には国民議会の議長に選出されるが、当時、聖職者民事基本法の審議中とあってカトリックから激しい批判を浴びた。

九二年春、宣戦布告、ヴァレンヌ逃亡事件といった事態がラボーに変化をもたらし、共和政支持に転じた。国民公会では、ペティオンを議長とする議会執行部にコンドルセ、ブリッソー、ヴェルニョー(本章訳注「19」参照)らとともに選出された。ジロンド派の中核に位置。ジロンド派と山岳派の闘争が激化する中で、九三年一月にダントンを破って公会議長に。パリでは劣勢のジロンド派は諸県での支持に依存し、連邦主義に傾くが、ラボーはこうした動きを支持。九三年四月、マラーの逮捕に賛成、五月には一二人委員会のメンバーとして暴力に反対し、エベール逮捕にも賛成。ジロンド派排除後の六月二日に他のジロンド派公議員とともに逮捕状が出され、逃亡の後、一二月に逮捕されギロチン刑に。

- [*1] ペティヨン(ド・ヴィルヌーヴ)、ジェローム Jerome Pétion de Villeneuve (一七五六年一月シャルトル) 九四年六月ジロンド派) 生地で弁護士、三部会に選出。憲法制定議会ではロベスピエールとともに最左翼に。立憲君主制を支持していた。九一年六月にパリ市長に。ジロンド派からの誘いを受けて同派に。九二年九月にウール＝エ＝ロワール県から国民公会議員に当選し、その初代議長に就任。しかしこの頃から影響力に警り。九三年に入り、国王処刑に反対したことなどから、ジロンド派の側に立っているとの非難を受けた。六月二日に断罪され、ガデ(本章訳注「20」を参照)とともに逃避行の末、自殺。

- [22] ブリッソー、ジャック・ピエール Jacques Pierre Brissot (一七五四年一月シャルトル) 九三年一〇月パリ)。革命前にイギリス、アメリカに渡り、共和主義に触れた後、八九年四月に『ル・パトリオット・フランセ』紙を創刊、三部会に選出されることを期待する。立法議会、国民公会議員に選出され、ジロンド派に属した。九一年末以来開戦論を主張し、四月二〇日の宣戦布告を勝ち取った(本章訳注「12」を参照)。ロベスピエールはブリッソーを激しく攻撃し、九三年四月のデュ

ムーリエ將軍の裏切り（本章訳注〔28〕を参照）の後、將軍との密接な関係を問い詰められ、翌五月にはジャコバン・クラブの閉鎖とパリ・コミューン総評議会の解散を要求するという失策を犯し、六月二日に告発を受ける。パリを逃れるが、ムーランで逮捕され、ギロチン刑に。

〔23〕ゴルサ、アントワヌ・ジョゼフ Antoine Joseph Gorsas（一七五二年三月～九三年一〇月パリ）。『クーリエ・ド・パリ』紙など新聞を発行した編集者。九二年にセヌエ＝エ＝オワーズ県から国民公会議員に当選、ジロンド派のブリッソーらとつながりをもっていたが、政治的立場は山岳派とされていた。しかし、おそらくは九三年三月一〇日以後に出された文書の中で貧民に否定的な態度を表明したことから、四月一五日には公会から排除すべき議員二人の名簿に記載された。彼の新聞は反山岳派、反パリの論陣を張った。六月二日に逮捕令状が出てからパリを離れたが、パリに舞い戻ったところを逮捕、革命裁判所で死刑判決を受けてギロチンにかけられた。

〔24〕コンドルセ侯、ジャン・アントワヌ・ニコラ・カリタ・ド・Jean Antoine Nicolas Carita, marquis de Condorcet（一七四三年九月一七日エヌ県～一七九四年三月二九日パリ）。一七八二年に一九歳でアカデミー・フランセーズ（学士院）入りした数学者。ダランベール、チュルゴ、ヴォルテールらと交流、啓蒙思想の闘士であった。人類の進歩を信じ、そのための科学と教育の意義について楽天的な確信を抱いていた。

革命が起こると国民衛兵隊に入隊し、パリ・コミューン（市総評議会）に選出された。共和主義者として立法議会にパリから選出、公教育委員会に所属して公教育改革案を起草した（コンドルセ『フランス革命期の公教育論』阪上孝編・訳、岩波文庫、二〇〇二年を参照）。立法議会も国民公会も法合化することはなかったが、共和主義教育の基礎を提供した。

国民公会に再選され、ジロンド派に同調した投票を行なったが、山岳派を攻撃したことはない。ジロンド派憲法の起草に努力（コンドルセによる公会での報告は、河野編、前掲書、河野訳「資料四八 コンドルセ 憲法草案（一七九三年二月一五日）」、三六二～三六八ページ、また、憲法草案自体は、中村義孝編訳『フランス憲法集成』法律文化社、二〇〇三年、四一～四四ページ）したが、却下された。九三年六月、ジロンド派に対する断罪を免れていたが、ブリッソー派に与し、山岳派憲法（九三年憲法）を批判、それゆえに一〇月三日に逮捕令が出された後、パリ市内に潜伏、その過程で『人間精神の進歩の歴史の一覧表の素描』（渡辺誠訳『人間精神進歩史』岩波文庫、一九五一年、絶版）を執筆するも、完成前の九四年三月二七日に逮捕され、二日後独居で死亡。服毒自殺という説もある。

[25] ランジュイネ、ジャン・ドゥニ Jean Denis Lanjuinais (一七五三年三月レンヌ〜一八二七年一月パリ)。ブルターニュ高等法院次席検察官の子として生まれ、自身も一八歳で弁護士に。レンヌから三部會議員(第三身分部会)に選出された。ブルトン・クラブ、後のジャコバン・クラブを設立し、憲法制定議會では聖職者民事基本法の主要な起草者のひとりであった。国王裁判の際には、国王告発に反対し、マラー断罪に賛成し、執拗にバリ・コミュニケーションと闘い、革命裁判所の設置に反対した。一二人委員会のメンバーではなかったが、九三年五月三一日および六月二日にはジロンド派を弁護した。そのため六月二日に逮捕令が出され、レンヌに逃亡し、一八ヶ月間潜伏。九五年三月に公會に復帰。共和暦第三年の憲法起草に参加。公會解散後、総裁政府の下では元老院 *Conseil des Anciens* 議員、ポナバルトによるクーデタ後も元老院 *Sénat* 議員など。ただし自由主義的な立場からポナバルトの終身執政、帝政には反対の立場であった。

[26] ルーヴェ、ジャン・バティスト Jean-Baptiste Louvet (一七六〇年六月パリ〜九七年四月パリ)。本屋の店員、小説書きなどの後、革命勃発直後にパリに出て、ジャコバン・クラブに参加。九二年春から宮廷および山岳派に対して攻撃氏、国民公會議員に選出されてからは、ジロンド派の橋頭堡として、ロベスピエールと激しく敵対した。国王裁判に際しては、人民の意志を第一次会によって問うこと、執行猶予付きの死刑に賛成した。一二人委員会には加わっていなかったが、九三年六月、逮捕令が出されたため、パリを離れてカーンへ、しばらくしてからスイスに移り、九四年一〇月までフランスとの国境近くで暮らした。九五年三月に公會に復帰するが、王政主義に接近していたジロンド派の残党とは一線を画し、共和主義の立場に徹した。

[27] バルバルー、シャルル・ジャン・マリー Charles Jean-Marie Barbaroux (一七六七年三月マルセイユ〜九四年六月ポルドー)。さまざまな職を経て、弁護士としてマルセイユの取引業界と関係。マルセイユから立法議會に派遣されて市の主張を代弁、ロランと知り合い、そのサロンに通うようになり、ペティヨン、ガデらとともにジロンド派の中核に入った。マルセイユ選出の公會議員となり、雄弁をふるった。バリ・コミュニケーションおよび九月虐殺などから、バリの民衆を「秩序破壊分子(アナルシスト)」と見做した。ジロンド派との関係から、九三年六月に逮捕令、パリから逃亡後、カーン、アレスト、カンペール、ポルドーを経てサン・テミリオンに、ここでペティヨンおよびビュゾとともに一〇ヶ月間潜伏するが、発覚したと感して隠れ家を出たところを見つかった。前二者は自殺、バルバルーもピストル自殺を図るが、死に切れないまま逮捕され、ポルドーに移送され、断頭台に上った。時に二七歳、サン・ジュストより数ヶ月若い死であった。

(28) デュムーリエ、シャルル＝フランソワ Charles-François Dumouriez (一七三九年一月カンブレール一八二三年三月イギリス)。軍の会計検査官の子で、一八歳で志願、六一年に騎兵隊長。退役後もコルシカ、マドリッド、リスボンなどで情報収集をし、密命を帯びてポータランド、スウェーデンにも赴いた。

三部会議員に立候補するが選出されず。しかしラファイエット、ミラボーらと知り合う。ロラン夫人のサークルに出席したりして、ジロンド派の一員に。九二年三月外務大臣に任命される。ブリッソーとともに主戦論者で、四月二〇日に対オーストリア宣戦布告。北部およびアルデンヌ方面軍司令官として、緒戦以来不利であった戦況の逆転のきっかけとなったヴァルミーの会戦でプロイセン軍を破り(九二年九月二〇日)、次いでジェマップの会戦でオーストリア軍を破る(同年一月六日)ことに貢献。ベルギーを占領し、ブリュッセルを併合。しかし九三年三月以降、オーストリア軍の反撃に会い、撤退を余儀なくされた。

この頃から敵軍との交渉を始め、王政復活のために北部方面軍をパリに差し向けるのでは、という噂も立った。国民公会は陸軍大臣ら三人をデュムーリエのもとに派遣して真意を問おうとしたが、デュムーリエは三人を捕らえてオーストリア側に引き渡した。しかし北部方面軍をパリに向かわせることには失敗し、逃走した。この裏切り行為は、將軍たちに対して愛国派が不信感を抱く原因となった。その後、ヨーロッパを転々とし、一八〇〇年にイギリス軍の顧問となった。

- (29) キュステイーヌ伯、アダン・フィリップ・ド Adam Philippe, comte de Custine (一七四〇年二月メッスより九三年八月パリ)。幼少期にベルリンでプロイセン国王フリードリッヒ二世から戦術を学ぶ。「キュステイーヌの竜騎兵」と呼ばれる連隊を編成。アメリカ独立戦争にも参加した。三部会にメッスから選出され、立法議会の下では再び軍務に就いて、ライン方面軍の司令官に。マインツ攻略後、国民公会の命令に反してフランクフルトまで敵軍を追うも、反撃に遭って、部隊に損失。しかしロベスピエールからは「祖国功労者」として賞賛を受けた。公会に対して、共和国はひとりの独裁者によってしか救われず、またその独裁者は將軍でしかありえない、とする書簡を送ったりした。しかし、北部方面軍の司令官となって後、政府の指示とは無関係の動きをとった。九三年五月頃、キュステイーヌがオーストリア・プロイセン軍の最高司令官と接触していることが明らかとなり、同年七月二日、パリに戻っていたところを逮捕され、八月二八日にギロチンにかけられた。
- (30) アナキスト anarchist。語源はギリシア語の、権威の不在を意味する *anarkhia*。フランス革命当時の文脈では、権威・秩序への反逆者を意味。

- [31] 九三年五月三日に二人委員会はエベール(原注(19)の「補注*1」を参照)を、二四日にはヴァルレ^ルを逮捕させた。
 [*1] ヴアルレ、ジャン＝フランソワ Jean-François Varlet (一七六四〜?)。八月一日に関与した形跡はない。この頃は、強制委任、議員の罷免、人民による法律の承認、蜂起権といった、サン＝キュロット派のもっとも急進的な部分の立場をとっていた。九三年五月二四日に逮捕され、二人委員会によって「国民代表制の解体を呼びかけた」として告発されたが、二七日にアベイ監獄から脱走し、コミュニティン総評議会に復帰し、エベールとともに「死ぬか、それとも右翼および二人委員会の専制者どもを打ちのめすか」との誓いを立てた。二三のセクションからの代表によって選出された「革命中央委員会」暫定議長に指名され、深夜に蜂起開始の合図を出したのはヴァルレである。その後、ジャック・ルーのアンラジェの活動とも関係をもつが、ジャコバン・クラブでの活動停止処分を受け、また逮捕されるなど、一気に表舞台から姿を消していった。九五年末からの足跡は不明のままである。
- [32] 一七九二年四月二〇日にオーストリアに宣戦して以来、戦況は思わしくなかった。同年七月二日には「祖国は危機に瀕す La patrie en danger」の布告が出されていた。国内では、「ヴァンデの乱」と呼ばれるヴァンデ地方での暴動が、また「皇党Chouannerieの乱」がブルターニュ地方で、そしてマルセイユ、ポルドー、リヨンなどでの反革命の動きが見られた。
 [33] 例えば、一七九四年五月七日に国民公会において行なった報告。河野編、前掲書、富永茂樹・宇佐美斉訳「資料七五(1) ロベスピエール 最高存在の崇拜について」五〇〇〜五一三ページを参照
- [34] 一七九三年六月二四日の憲法。しかし、九三年一〇月一日の宣言によって、「平和の到来するまで憲法の実施を停止」した。大公安委員会が設置され、その権限は強化され、憲法の精神となっていた立法府優位は執行府優位の実践に席を譲った。一二月四日(フリメール一四日)には公安委員会による独裁が樹立された。したがってこの憲法は公布から停止までわずか二ヶ月足らずの間効力を有したに過ぎず、「幻の憲法」となった。しかし、以後、民主派にとっての綱領的存在となつた。
- [35] 一七九三年八月四日に国民投票にかけられて、承認された。しかし投票は一律に、同じ日に、また全土で行なわれたわけではなかった。しかも、一〇日に承認が確認されたものの、ようやく二〇日に出された投票結果の公式発表によれば、賛成一七八万四三七票、反対一万一五三二票(ジャック・ゴデシヨ、瓜生・新倉他訳『フランス革命年代記』、日本評論社、一九八九年、一一五ページ、の挙げる数字は、賛成約一八〇万二千票、反対は約一万二千票である)、また棄権は二五〇万

に及ぶと見られる。したがって投票率はわずかに四〇%余りであつたと思われる。

[36] 内外の脅威に対処するため、九三年八月二三日に総動員令 *War Emergency* が決定されていた。同月三〇日には、バリ選出のジャコバン派議員によって「恐怖政治を日程に上らせるよう」にとの演説が国民公会でなされた。九月四日、バリの労働者二〇〇〇人がパンを求めてグレイヴ広場（現市庁舎前広場）に集まった。シューメットが「金持ちと貧乏人との間の戦争」と叫んで、集会の性格を変え、さらにエペールの演説の結果、翌日国民公会に大挙してデモをかけることとなった。これに応じて九月五日、バリ・コミューンのサン・キユロットが国民公会に対し圧力をかけ、さらに、バリの四八セクション代表を伴ったジャコバン・クラブの代表団が、恐怖政治を日程に上らせること、ジロンド派議員の裁判、革命軍の創設などを要求した。

公会はこれらの要求を受け入れ、九月九日に革命軍創設のデクレ、一日に最高価格法、一七日には反革命容疑者法、二九日に生活必需品および給料についての一般最高価格を定めるデクレが、翌一〇月に入って非キリスト教化政策が始まり、五日に今日和暦が定められ、また、三日には公会議員の新たな逮捕が行われ、議会から排除された議員の数は一三六人に達した。一〇月一日、サン・ジュストの提案に基づいて「フランスの臨時政府は平和の到来まで革命的である」なるデクレが発せられた。河野編、前掲書取、阪上孝訳「資料五六 革命政府について（一七九三年一〇月一〇日）」三九六―四〇四ページを参照。

こうして公会の決定によって恐怖政治が開始されたのであるが、同時にサン・キユロットなど民衆運動から公会の側が主導権を奪い取ろうとし、両者の間の確執が生まれることとなった。

[37] 一七九三年七月から八月にかけて、ロベスピエールは公教育法案の成立に努力し、八月一三日にルベルティエ案が議会を通過した。

[38] 一七九四年六月八日、最高存在 *Être suprême* の祭典がシャン・ド・マルスで挙行された。最高存在とは、啓蒙哲学の影響の下、理神論にもとづく創造者である。前年一月からバリのノートル・ダム大聖堂が理性 *Raison* の崇拜の本殿となっていたが、ロベスピエールは行き過ぎた脱キリスト教化に反対して、この最高存在の崇拜を組織しようとした。企画は画家ダヴィッドによる。河野編、前掲書、富永茂樹訳「資料七五（二） ダヴィッド 祭典の計画（一七九四年六月六日）」五一三―五一七ページを参照。

[39] ブロンテールによる英訳版への注によれば、ダントン、カミーユ・デムーラン、ラクローワ、ファールブル・デグランティエ（註）又ら。

〔*1〕 ファールブル、フィリップ・フランソワ（通称ファールブル・デグランティエヌ） Philippe François Fabre (dit Fabre d'Églantine) (一七五〇〜九四年)。コルドリエ・クラブのメンバー。革命暦の月名の命名者。両インド会社の清算にまつわる収賄で告訴され、処刑。

〔40〕 ブロンテールによる英訳版への注によれば、ロベスピエール、サンジユスト、クートンら。